

目次

第一編 データ通信の自由化と振興施策の打出し

1	電気通信政策懇談会	三
2	付加価値データ伝送業務に関する法律案の作成	一一
3	臨時行政調査会の答申	一五
4	自民党や産業界の動向	一九
5	田中政調会長裁定	二七
6	中小企業のための臨時暫定省令の制定	三三
7	データ通信安全信頼基準とネットワーク登録制度	四六
8	ネットワーク化構想懇談会	四九
9	初めての財投	五三
10	テレトピア構想	六〇

11 情報通信振興協会の設立 六六

第二編 電気通信事業法案の作成からその実施まで

12 電気通信事業法案の作成 七三

13 電気通信事業法案に対する通産省の反対 七九

14 自民党における議論 八二

15 各省折衝 八八

16 自民党四役裁定 九一

17 国会審議 一〇〇

18 電気通信振興機構構想 一〇四

19 電気通信事業法施行行政省令の制定 一一四

20 昭和六十年四月一日 一二九

おわりに 一三〇

まえがき

これまでの郵政行政の流れを振り返ってみると、いわゆるVAN戦争をはじめテレトピア計画の実施、電気通信事業法の制定、基盤技術促進センターの設立などにみられるように、昭和五十年代後半が一つの大きな転換期であったように思う。

このたび、この転換期の郵政行政の動きを取りまとめ、郵政省の将来を担う若手職員の生きた教材として活用したいと考え、当時、通信政策局企画官、データ通信課長としてその衝に当たられた内海善雄氏に御執筆をお願いし、この「VAN戦争奮戦記」発刊の運びとなった。

当時から既に十年近く経過したが、今日の郵政行政を理解する上で、また、世論形成・コンセンサスづくりの大切さ、難しさなど今後政策を企画し推進していく上での貴重な教材として、若い職員の皆さんに大いに活用していただければと考えている。

平成四年六月

執筆者のことは

電気通信の自由化は、郵政省にとって一大事業であった。私は、運良くその大きな流れの真ん中に居合わせることができ、実に多くのことを経験し、学んだ。真に、役人となって幸せな数年間であった。今から考えると、あれはこうしたらよかった、ああすべきであったなど反省することも極めて多い。

このたび通信政策教育研究会から、当時の回想録をというお話があり、前途有望な若い諸君に、少しでも参考になるかと思ひ、そのとき、私が実際に見聞した郵政省を取りまくいろいろなことを、薄れがちな記憶を甦らせながら、このメモにまとめた。できる限り客観的に記述したつもりだが、多くのことが起こり、また当事者である者の目を通して見ているので、偏ったことも多いと思ふ。

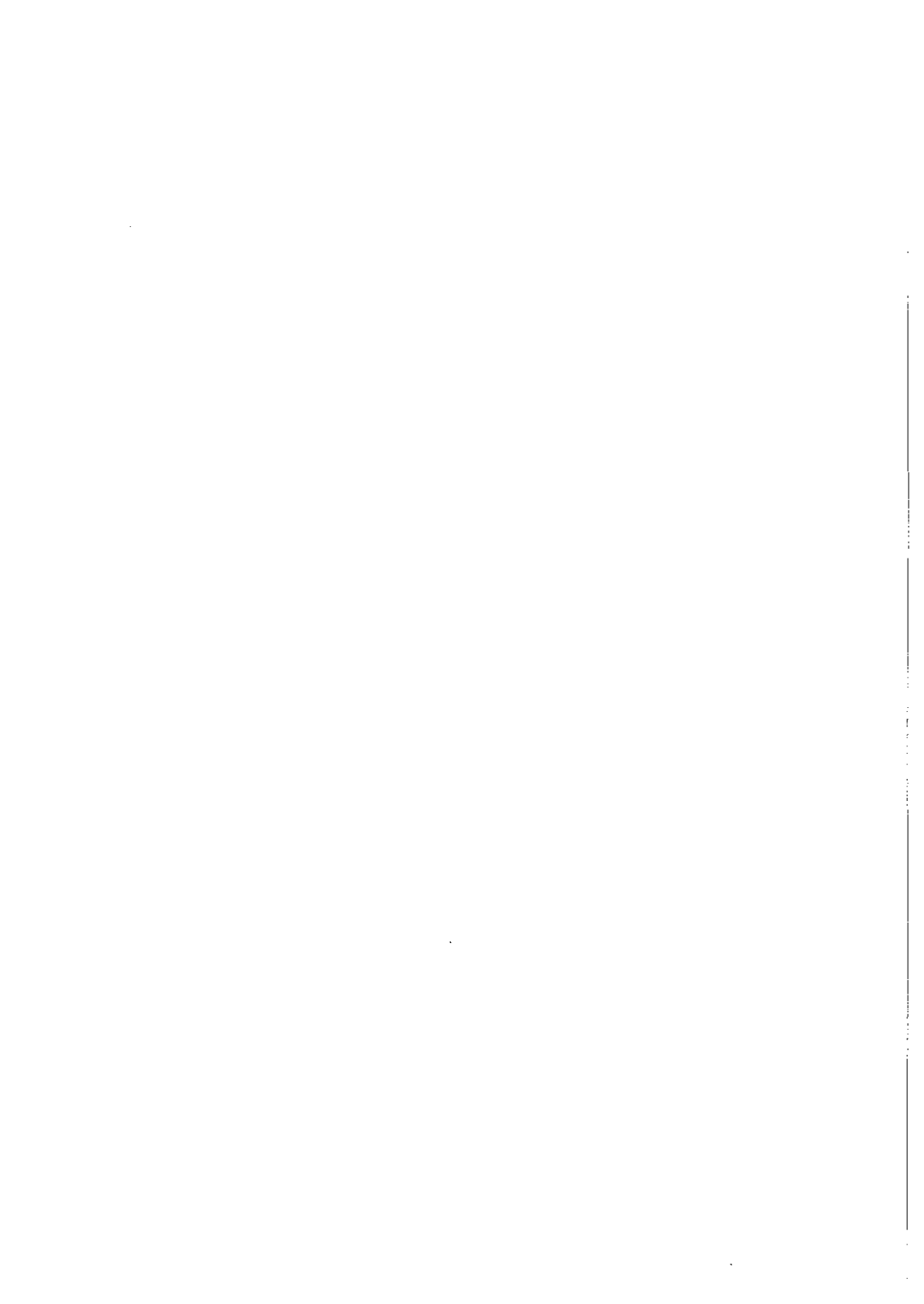
何らかのお役にたてればこの上もない幸せである。

内海善雄

平成四年六月

年表

60		59					58					57					56	55	昭和																	
左藤		奥田					楢垣					箕輪					山内	大臣																		
小山							守住					浅尾						次官																		
沢田							小山					守住						局長																		
		内海										江川						課長																		
7	4	3	2	1	12	12	7	5	4	3	2	1	12	11	8	3	1	11	7	4	3	2	8	7	7	月										
電気通信事業法施行 政策課長に就任		政令案 電気通信事業法施行 政策課長に就任					基盤技術促進センター予算 政省令に関する日米交渉					政令案 電気通信事業法施行 政策課長に就任					政策課長に就任					通信政策局 電気通信政策懇談会設置 政策企画官に就任 電気通信政策懇談会答申 付加価値データ伝送業務法案の議論 臨調許認可整理答申 田中裁定 付加価値データ伝送業務法断念 データ通信課長に就任 中小企業V.A.N政令、公衆電気通信法の改正施行 データ通信ネットワーク登録規定の実施 ネット懇構想の発表 臨調最終答申 テレトピア構想の発表 情報通信振興協会設立 財投予算交渉 電気通信審議会答申 ネットワーク構想懇談会報告書 電気通信事業法案骨子発表 四役裁定 電気通信事業法案国会提出 電気通信三局体制 電気通信事業法成立					事					項				



第一編

データ通信の自由化と振興施策の打出し

電気通信の自由化は、昭和五十五年七月、十数年間の郵政省の悲願がかない、電気通信政策局が設置されたことから始まる。新設電気通信局の最初の仕事であった電気通信政策懇談会の提言を受け、郵政省は、データ通信の自由化を進めようとしたが、通産省の反対や、世の中の支持を得られず、中途半端なものとなった。それは、郵政省の考え方が世間に充分理解されなかったためであった。

第一編では、付加価値データ伝送業務法案の国会提出見送りから、その反省に基づき、関係各界とのコミュニケーションを図り、また、念願の財投の獲得、テレトピア構想の発表等のデータ通信振興策を次々と打ち出し、産業界の郵政省に対する認識を、産業を規制し産業界にとって邪魔になる官庁から、産業を振興し産業界に味方する官庁であると、徐々に改めさせていったプロセスを述べる。

1 電気通信政策懇談会

電気通信政策局

私は、昭和五十六年七月、大臣官房文書課調査官の発令を受け、中国郵政局郵務部長から本省に着任した。所属は、電気通信政策局であった。その年の十月に新設の政策企画官というポストに着くことになっていると知らされていた。局長は守住有信氏、次長は二木實氏、総務課長は中山一氏であった。局内ではデータ通信課に配属された。

データ通信課は、江川課長以下、平井課長補佐、吉良係長など新進気鋭の優秀な人たちで満ちあふれていた。電気通信政策局は、局が創設されて一年目であったが、十数年間要求し続けてきて、やっと電気通信監理官室から局に昇格したということで、皆張り切って仕事に取り組んでいた。最初の仕事として、郵政大臣の私的懇談会である電気通信政策懇談会を開催していた。

関西電力の芦原会長が懇談会の座長であったが、後に臨時行政調査会の委員の先生方とほぼ同じ方々が委員として参加されていた。郵政省において、電気通信政策に関して部外の有識者を招いて

議論することは、少なくとも私が入省してからは初めてのことであった。ちょうどそのときは、懇談会の最終段階であり、事務局としてデータ通信課は忙しくしていた。

電気通信政策懇談会の提言

懇談会の提言には、四つの重要なことが盛り込まれた。第一は、緊急提言としてデータ通信の自由化、第二は、電気通信分野に市場原理の導入を図ること、第三は、電電公社の組織形態の見直しの検討もあり得ること、第四に、郵政大臣の諮問機関として電気通信審議会の設置があげられる。これらのことは、後にすべてが現実のものとなったわけであるから、この懇談会の設置がいかに電気通信政策にとって重要なきっかけになったか、はかり知れないものがある。

データ通信の自由化

特に「市場原理の導入」という言葉は、「競争原理の導入」といい難かった当時の苦肉の言葉である。電電公社が電気通信を独占するのが当たり前で、少しでもその独占を崩す可能性のあるものは、すべて認めないというのが風潮であった。

そんな中で、コンピュータを電気通信回線に接続して行うデータ通信は、コンピュータが、電話

交換機と同じ機能を有することから、電電公社の独占を侵すということで、利用制限がつけられていた。産業界から、せっかくのコンピュータの活用が十分にできないと、度重なる要求で、昭和四十五年から、徐々にこの利用制限を緩和してきていた。このデータ通信の自由化の中で、最後に残されていたものが、メッセージスイッチングと呼ばれ、コンピュータを交換機として利用するものであった。このメッセージスイッチングを認めることは、民間企業が、電電公社の回線を利用して電気通信業務を行うことを認めることを意味する。

緊急提言

緊急提言のデータ通信の自由化は、

- ① 業務上の関係を有する企業間の共同利用を、メッセージスイッチングを含め自由にできるようにする。
- ② 他人使用については、メッセージスイッチングのみを行うような使用態様を除き、許可制を含む何らかのチェックのもとに公衆電気通信事業として位置づけ、自由に行えるようにする。メッセージスイッチングを含まないものについては届出のみにより自由に行えるようにする。という内容であった。

産業界からの要望・提言

電気通信政策懇談会の提言の直前には、関係業界や団体から、次々とデータ通信の自由化に関する提言や意見が出された。それぞれ、懇談会の提言に影響を及ぼすべく行われたものと思われる。その主なものは、次のようなものである。

- 通産省 産業構造審議会情報産業部会 答申（五六・六・一五）
- ユーザ団体連合会「通信回線利用制度改善に関する要望書」（五六・六・一五）
- 行政管理庁「データ通信に関する行政監察結果報告書」（五六・七・二七）
- 経団連「情報化に関する提言」（五六・七・二八）
- 自民党 情報産業振興議員連盟「情報産業の発展と通信回線問題について」（五六・八・二一）

芦原座長の談話

懇談会の提言の出される前夜になって、座長の芦原氏が通産省の働きかけを受けて、提言の内容について疑問を差しはさむようになった。提言案を事前に知った通産省が、データ通信は完全に自由化しなければならないと猛烈に芦原氏に働きかけ、芦原氏は、必ずしもこれに全面的に乗ったわけではないが、通産省の反対には、内心相当に苦慮していたようである。

江川課長が、提言の趣旨はデータ通信の自由化であって決して規制強化ではないことを説明し、懇談会提言の趣旨を、念のため、「座長談話」という形で明確に発表することにして、芦原氏の了解を得たのである。

郵政省の事務局では、データ通信の自由化について反対する電電公社をpushさす、これぐらいの自由化は仕方ないものであると説得に努め、やっとのことで提言案にこぎつけたところであった。懇談会における議論でも大部分はその議論であって、自由化されるデータ通信にどの程度の規制を掛けるべきであるかについては、ほとんど議論がなかったのは事実である。

郵政大臣に提言がなされた懇談会後の記者会見で、座長が、座長談話を読み上げた。翌日の大半の新聞には、データ通信を自由化しようとする郵政省の意思に反して、「郵政省はデータ通信の規制を強化しようとしている。自由化を求める座長は異例の談話を発表」というものであった。データ通信の自由化は極めて厳しい環境の中で船出したのであった。

新聞発表に当たって新聞記者に対するレクが不十分でもあったが、通産省の逆レクが極めて有効に効いていたと思われる。これから以後、データ通信の自由化を巡っては、いかにマスコミに訴えるかに、施策の実現の成否がかかることになったのである。

通産省の考え方と郵政省の考え方の相違

当時、通産省は、「情報化のために、データ通信回線の利用制限は、完全撤廃すべきである。特に、情報処理業者が、データ通信回線を利用する場合は、自由な産業の発展のためにも、完全に自由化すべきである。現に、米国も自由に事業がやれることになっている。」という主張であった。

一方、郵政省の主張は、「電話ネットワークもほぼ整備されてきているので、一般企業のデータ通信回線利用は自由にすべきである。電電公社が独占している通信サービスも、民間に開放できるものは開放すべきである。その際、事業者には、利用者の保護のための義務付けや規制が必要である。米国もそうなっている。」というものであった。

両省ともデータ通信回線の自由化の方向では一致していたが、通産省が何もない完全な自由化を主張していたのに対して、郵政省は、通信サービスとなるようなものには、一定の事業規制が必要と考えていたのである。また、米国での実情や、通信であるかどうかについての認識にも差異があった。

データ通信にかかる郵政省と通産省との所管争い

電気通信の定義は、「有線、無線、その他の電磁的方式により、符号、音声又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。」となっているが、この定義の中にいわゆるデータ通信と呼ばれるコンピュータによるオンラインの情報処理が含まれるかどうかという問題がある。この問題は、昭和四十六年の公衆電気通信法の改正の際に、このコンピュータによるオンラインによる情報処理をデータ通信と呼び、電気通信であることが正式に法定化したのであった。

このデータ通信サービスを、電電公社が行い、それが郵政省の所管であることについては、誰も疑うことがなかったが、しかし、民間事業者が、電電公社の回線を借りて行うサービスについては、郵政省はデータ通信サービスと呼び、通産省はオンライン情報処理サービスと呼び、その所管に郵政省、通産省間で争いがあった。このデータ通信には二種類あり、計算、検索等の情報処理と、コンピュータを計算機としては使用せず、交換機として使用するメッセージングと呼ばれるサービスに分かれ、前者の、計算、検索等の情報処理を行うデータ通信については、すでにこの時期までに、両省間で数々の覚書があり、お互いに相手の所管を認めてはいないが、実質的には共管となっていたのである。後者は、この時期には、電電公社の独占とされ、民間には全く許されていないのである。

これらのサービスを、通信関係法で規律すると、郵政省の所管になり、一方オンライン情報処理として自由なサービスだとすれば、情報処理の振興に実績のある通産省の管轄という図式になる。通産省が、これらのサービスに規制を掛けるか否かということで、常に完璧に自由であるべきであると主張する背景には、このようなことがあることを留意しなければならない。

なお、情報処理を通産省の所管であるとする通産省の根拠は、「通産省は、通産省設置法により、工業製品（コンピュータ）の生産、消費、流通に関することを所管するとなっている。情報処理は、コンピュータの消費であるから通産省の所管である。」というものである。これに対して、各省は、例えば、大蔵省の場合、銀行がコンピュータを使用する場合、この情報処理はあくまでも銀行業務であって、大蔵省の所管であると当然主張する。結局、特定の業務に関係しないところの一般の情報処理サービスは、通産省の所管としても仕方がないという考え方であった。

2 付加価値データ伝送業務に関する

法律案の作成

法案作成作業の開始

懇談会の提言を実現すべく、法案作成作業を開始した。江川課長の発案によりデータ通信課の担当者、法案作成のために合宿をすることになり、懇談会座長代理を引き受けてくれた秋山龍氏の箱根の別荘を使わせてもらうことになった。法案作成作業には、私が当たることになった。

郵政省で、電波関係を除く電気通信関係の法案作成を、自らのイニシアティブで発案し、また法案作成作業を郵政省で行うのは、通信省が分割され郵政省が設立されて以来初めてのことであった。それまでは電電公社において、公衆電気通信法の改正案の原案が作成されて、それを郵政省に持ち込んで、しかる後に政府レベルの改正作業が行われていたのである。

私のもとに数名のスタッフが集められ、法案作成作業に取りかかった。頭脳明晰な貝沼係長、いつも朗らか、すぐに情報を仕入れてくる中沢主査、電電公社からは、最後まで粘る森本補佐、理屈をこねるのがうまい佐々木主査、KDDから、にこにこ冗談を言いながら人を笑わす技術者の松本

主査、国際業務に詳しい者がグループに必要なと、途中からKDDの江木主査も参加し、総計七名であった。

自由化案

いろいろな議論がなされたが、最終的には、公衆電気通信法の改正案と、付加価値データ伝送業務に関する法律案とにまとめられた。

公衆電気通信法の改正は、第一には、複数の企業などが電電公社から電気通信回線を共同で借り、コンピュータを接続して情報処理をするためのデータ通信ネットワークをつくること、自由にできるようにするためのものである。それまでは、企業同士が電気通信回線を借りて情報処理をする場合、特定の関係のある企業同士でなければならなかった。この特定の関係については、政令に定められていた八種類の関係企業間に限られていたのである。このことを、共同使用の制限の緩和と呼ぶ。

第二には、企業が、他人のために回線を借り、自己のコンピュータと他人の端末などを接続して、データ通信ネットワークをつくり、このコンピュータを使わせ情報処理をさせる場合についてであるが、この場合もその回線の使用方法について厳しく制限があったのを取り払うことにした。これは、他人使用の制限の緩和と呼ばれるが、情報通信業者とか、あるいは、計算センターと呼ばれる企業のビジネスチャンスを大いにつくるためのものであった。

さらに第三番目に、そして、これが最も大事な部分であったのだが、この計算センターなどが、付加価値通信サービ

スを提供できるようにするためにも、回線を借りられるようにする改正も含めていたのである。付加価値通信とは、電話や電報のように伝える内容が変わらない伝統的な電気通信と異なり、規格の違う端末同士、例えば、メーカーの異なるワープロをつないで通信ができるようにしたり、あるいは、1、2、3、とされた内容を、一、二、三、として伝えるような、通信内容は変更しないけれども、何か途中で、ある種の、コンピュータによるデータ処理が行われる新しい通信のことをいう。

付加価値データ伝送業務に関する法律案

実は、この第三番目の改正は、公衆電気通信法の改正ではなく、「付加価値データ伝送業務に関する法律案」という新法によって行うことにしておいた。それは、電電公社のサービスの内容を規律するところの公衆電気通信法の改正では、法律構成が理論的に困難であることにもよるが、もし電電公社や、通産省の反対で法律制定が思うように成功しなかった場合のことを考え、この部分だけを切り放せるようにしておいたのである。この配慮は、残念ながら、後に役に立つことになった。

付加価値データ伝送業務に関する法律案は、付加価値通信を事業として行うに際して、許可、ないしは、届出という手法により、通信の秘密の保護やサービス内容の維持を図り、利用者を保護しようとするものであった。特定の限られた者にのみサービスを行う場合は、届出制とし、また、不

特定多数の者にサービスをする場合は、許可制とした。とにかく、電気通信と名のつくものはすべて電電公社の独占とされてきた時代であるから、この付加価値通信を自由化して民間にやらせるという法案は、画期的なものであったはずである。

付加価値データ伝送業務に関する法律案は、結局、世の中に出ることがない幻の法案に終わったが、郵政省としては、初めて作成した、いわゆる事業を規律するところの事業法の案であった。内閣法制局の谷参事官に、何日にもわたり審査をお願いし、ほぼ完成された内容のものであった。後にこの法案が、電気通信事業法に姿を変えていくのである。

3 臨時行政調査会の答申

臨時行政調査会のヒアリング

鈴木内閣、そして、中曽根行政管理庁長官のもとで臨時行政調査会が設置された。当時、臨時行政調査会がどのような権限を持ち、どのように活躍することになるかは、必ずしも明確でなかった。後に、この臨調が、電電公社や国鉄の民営化を行うことを知っていたならば、郵政省は、あのみじめな敗北をしなかったかもしれない。

郵政省で法案制定作業をしている最中に、臨調の許認可の整理をしていた第三部会第一分科会が、郵政省のヒアリングを行った。分科会長は川島広守氏であった。データ通信の現状と、郵政省がこれから何をしようとしているかについて聞かれた。二木次長がデータ通信をどのように自由化していくかについて郵政省の考えを淡々と説明したが、ヒアリングは、何となく郵政省が悪いことでもしているような、被告席に立たされたような感じのものであり、どこかちぐはぐであった。

後に分かったことであるが、臨時行政調査会の事務局や、あるいは委員、専門委員に、郵政省の

意図は情報処理を規制して権限を拡大しようとしていると通産省が説いて回っていたのである。電気通信政策懇談会の提言に従い、既に自由化の法案作成に取りかかっていた郵政省にとっては、臨調は何の関係もない存在であったのである。ヒアリングの前後において、臨調事務局に働きかけることは一切しなかったし、また、する必要がなかったのである。この点は見通しが甘かったのであるが、その時点では、皆、そのように信じていたのであった。

この第三部会は、後に許認可整理の答申を出し、輝かしい臨調活動のトップランナーとなったのである。

臨調事務局とのやり取り

臨時行政調査会事務局から、答申案の関連部分が郵政省に示された。その内容は、以下の通りであった。

(一) データ通信規制

一 データ通信回線の利用については、不特定多数を相手にもつばらメッセージスイッチングを行うシステムを除き自由にする。

— 略 —

二 必要最小限の規制を明定するため、ネガティブ方式を用いる。

三 相互接続について、個別認可にからしめる必要がある場合には、認可基準を明示する。

これは、郵政省が考えているものとは、大きく異なるものであった。それは、かねてより通産省が主張していたそのものであった。それどころか、事務局から渡されたペーパーは、我々が通産省と交渉しているとき、通産省からよってきた通産省が使用していた野紙に書かれており、同じ筆跡であった。

郵政省の考え方は、今まで禁止されていた回線利用を許し新しいサービスができるようにする。しかし、通信の秘密の保護や、利用者の保護のために、何らかの事業規制が必要であるというものであった。臨調の答申案は、ネガティブリストで、回線利用を認めない範囲を定め、それ以外は全く自由とするという内容である。しかも、不特定多数を相手としてもっぱらメッセージスイッチングを行うシステムは、当時の段階では、非現実的なものであり、情報処理とメッセージスイッチングは、混在するのが当たり前であったので、事実上完全に自由化するという内容のものであった。二木次長と私は、臨時行政調査会事務局次長の山本氏のところへ出向き、その内容の否を説いたが、残念ながら聞き入れられなかった。そこで、第二部会に、この内容では通信主管庁としての郵政省は責任を取れないという紙を配ったが、そのせいかどうか、後ほど、最終答申には、「なお、

プライバシー保護については、別途関係省庁で総合的な研究がすすめられるべきである。」という文言がつけ加えられた。

許認可整理の臨調第二次答申

こうして、臨調の許認可整理の第二次答申（昭和五十七年二月十日）が出され、後に、この答申に基づき各省庁は、関係法律を許認可整理の一括法により改正した。この許認可整理は、臨時行政調査会の大きな足跡の第一歩であった。

このように初期の段階において、郵政省は、臨調の理解を得ることができなかったが、後に完全な競争原理の導入と、電電公社の分割民営化とを提言した臨調第四次答申（昭和五十八年二月二十八日）においては、その後の臨調の位置づけの明確化やこの時の経験により、郵政省も、より改善された行動がとれるように成長したのであった。

4 自民党や産業界の動向

新谷寅三郎参議院議員の反対

政府が法律案を国会に提出するに当たっては、事前に自民党の担当政調部会の了解を得るのが習わしである。付加価値データ伝送業務に関する法律案についても、事前に了解を得るべく、その考え方をかけたところ、長老である新谷寅三郎参議院議員の猛烈な反対を受けた。電電公社法や公衆電気通信法を若いときに作成した新谷寅三郎氏にとっては、電気通信業務を電電公社以外のものを行うことに、どうしてもついていけないものがあつた。電気通信は電電公社が独占して行うのが最もよいことであるという考えである。自民党の他の先生方も、付加価値通信が一体何なのかよく分からない。通産省も反対をしている、新谷先生も反対をしている、よく通産省と調整をしるというものであつた。

このように一方では、新谷議員のように、自由化に反対である者と、通産省のように、自由化になつていないと反対する者と、立場を全く異にする者が、一緒になつて反対したのであつた。

自民党回線問題小委員会の議論

同じころ、自民党の中の情報産業調査会のなかに回線問題小委員会がつくられた。情報産業調査会は通産省が関係していたので、この小委員会の結成には通産省の働きがあったことは明白である。回線問題小委員会の委員長には小淵恵三先生が就任された。

回線問題小委員会では、意見の異なる通産省や郵政省はもとより、民間の事業者や電電公社からもヒアリングを行った。通産省と郵政省とを同時に呼び、議論を戦わさせられたことも何度かあった。その時は、やはり通信の問題であるから、どうしても郵政省の方が知識も多いし、また、理があることが多かったが、しかしながら、全体的には、産業活動は自由がよいと主張する通産省が優勢であった。いや、むしろ郵政省は理屈では勝っても、新聞論調等の影響を受け、全体の雰囲気は極めて悪かった。極地戦では勝っても、全体戦では負けると、皆で話し合ったものである。

経団連での議論

このとき経団連で一つの異変があった。情報委員会が、下部の専門委員会の郵政省案支持の決定を覆したのである。この専門委員会は、長くコンピュータに携わってきた専門の人から構成されており、専門的な判断を期待されていたものであるが、上部機関の情報委員会が反対の判断を下した

のであった。このような技術専門的な問題は、専門家の議論に任されるもので、専門委員会の決定が、専門家でもない上部の委員会で、しかも、さほどの議論もなく覆されたのは珍しいと思われる。

通信部会からの注文

結局のところ自民党の回線小委員会は、はっきりした結論を出さなかった。回線問題小委員会からよい結論が出ないので、法案を自民党通信部会にも掛けられない状態の中で、通産省の反対の攻勢は続き、法案提出の期限が迫ってきた。

そこで、郵政省は、再度、背水の陣で自民党通信部会に、付加価値データ伝送業務に関する法律案と公衆電気通信法の改正案をかけた。新谷参議院議員の反対に遭って、簡単には、了解を得られなかったが、通産省との調整をよく行って、調整がつけば了解してもよいとの結論になった。通信部会ですら、このような有様であった。

許認可整理の一括法案の動き

一方、行政管理庁を中心に、臨調答申の実現に向けて、許認可整理の一括法案を出す準備が進んでいた。その際、許認可整理の目玉としてデータ通信の自由化をとらえるべきであるとする動きが

あった。通産省と郵政省が争って政府内の意見が一致しないのでは、臨調答申の実現の法律案が出せなくなり、政府としても困ったことになる。

そのようなコンテクストの中で、自民党行財政調査会からの呼出しがあった。調査会長は、橋本龍太郎氏であった。守住有信局長が、説明に立ち、付加価値通信を、民間に開放するに当たっては、必要な規律が不可欠である旨説明したが、橋本会長の聞き入れられるところではなかった。

さらにこの問題が、自民党の政策審議会、総務会でも取り上げられることになった。郵政省では、自民党通信部会さえ完全な了解がなく、ましてや政審や総務のメンバーの先生方への根回しなどは、何もなされてなかった。電気通信政策局のメンバーは、通信部会の先生方だけにしか説明にいかけてなかったのである。その時は、政府内で意見が一致しないような場合、あるいは、政府全体で大きな政策の遂行を行わなければならない場合には、自民党政審や総務会で決定されるということに、経験的な実感がなかったのである。急きよ、メンバーの先生方への説明をと、慌てたが、中山総務課長が精力的に行い、極めて頼もしく感ぜられた。しかし、郵政省の意見は、通りそうもなかった。

森私案

そんな時、通信部会長である森美秀氏から、森私案なるメモが出た。内容は極めて郵政省に近いものであったので、郵政省の誰かが森部会長にお願いしてこの私案を出してもらったのではないかと思われるが、いまだに名乗り出た者はいない。こんな郵政省に近い仲裁案は、とても通産省がのむはずがなかった。

新聞論調

当時の新聞は、データ通信の自由化を進めるべきである、郵政省は、許可制や届出制で権限拡大をねらっている、という内容の郵政省に不利な記事が多かった。特に日本経済新聞の記事は、郵政省の案に反対の記事や、曲解とも思える記事が出た。ある時、記事が余りにも意図的ではないかということ、江川課長が日経の担当記者と大喧嘩することがあった。こんな喧嘩をしたらどうなるのだろうか、周りの者は、ただただ、不安げに見守るより手がなかった。

産業界の動向

当時、将来、付加価値通信業者となる可能性のある業者団体として情報処理サービス業者の集ま

りである日本センター協会があったが、通産省の強い統制下にあった。この本来利益を受けるはずの業界であるセンター協が、郵政省に反対を唱えるというおかしな関係になっていた。もちろん、通産省は、届出や許可のない完全な自由化を唱えていたのであるから、郵政省案に組みするより、通産省に組みする方が、規制を受けないという点ではもっと利益を受けることになる。

電電公社の反対を押し切って、やっと付加価値通信を民間に開放しようとしている郵政省の立場を理解する企業も数社ばかりあった。そのほとんどが、大企業の電算機部門が分離して設立された会社であった。そしてこれらの会社は、いずれもこの業界では大手に属し、付加価値通信事業者になるべく準備をしている会社であった。これらの会社の経営者は、通信という公益事業を行う場合、ある程度の政府の規制はやむを得ないことであると考えていた。

この数社が、自民党のしかるべき議員のところへ陳情等に行ったが、あまり力とはなり得なかった。察するところ、自ら、政府の規制が必要ですとは陳情するはずがなく、恐らくは、「早く自由化してください。規制は少ないほうがいいです。」とぐらいいしか言っていないだろう。

規制をしなければならぬという立場は、なにか不都合なことが起き、政府は何をしているのかということになって初めて世の中に通用する説得力あるものとなる。特に、一方で、活力ある産業活動のために規制は不要であると、強力に主張する通産省が存在すれば、なおさらのことである。

また、既得権のある業界が存在する場合も、その既得権擁護のため政府の規制を自らが望むことになる。付加価値通信に関しては、これから民間に開放するのであるから、そのような既得権のある業界も当然皆無であった。

付加価値データ伝送業務法案の断念

八方塞がりの中で、このまま郵政省が付加価値通信の開放に固執すると、通産省との戦いに負けて、電気通信秩序の混乱を招くような政策的にも不適当な電気通信の開放になってしまうと、私は考えた。江川課長は、電電公社を説得して、自由化を進めてきたせいもあり、今戦わねばもう戦うチャンスはない、次に戦うときは、もっと惨めであると主張した。私は、本土決戦まではせずに直すべきであると、守住局長や二木次長に進言をした。結局、守住局長は、捲土重来を期し、公衆電気通信法の改正のみで、付加価値通信の開放は行わないと方針を決めた。

付加価値データ伝送業務法案と公衆電気通信法の改正案とは、前述のように切り離されるように作成していたので、ただ、付加価値データ伝送業務法案を国会に出さないだけでことは終わるのである。要するに、郵政省が、アクションをとらない限り、付加価値通信事業は、民間に開放されないのである。

そのような中、郵政省案に賛成していたはずの、我々と親しい付加価値通信事業を行おうとする民間の事業者が、行政管理庁に、通産省案に組みして、通産省案で、すなわち、公衆電気通信法の改正により付加価値通信の自由化を進めるべきだと働きかけることもあった。

5 田中政調会長裁定

中小企業のために付加価値通信を開放すべし

郵政省が、付加価値データ伝送業務に関する法律案の制定を諦め、公衆電気通信法の改正だけを行おうとしたところ、通産省は、中小企業のために付加価値通信業務を民間に開放すべきであると言い出した。「付加価値通信を、事業として行おうとしているものは、いわゆる情報処理業者であり、それらは皆中小企業である。また、このサービスを必要とするのは、自分でコンピュータを持ってない中小企業だ。この中小企業のために、是非ともこの際、自由化を行うべきである。」というものであった。通産省は自民党の商工部会の先生方に、「中小企業のために是非ともこの改正をしなければならぬ、郵政省は中小企業の事業機会を制限しようとしている。」と説明して歩いた。

中小企業のためにというキャッチフレーズは自民党にとって素晴らしい殺し文句であった。あつというまに、中小企業のためならそらやらなければならぬ、というムードが自民党の中に蔓延した。郵政省側では、付加価値通信業務をやるうとしている企業は、三菱や三井系統の大企業の子会

社だと説明しても焼け石に水といった感であった。とくに商工部会長の梶山静六氏が通信部に乗り込んできて、「自民党の党の存立基盤である中小企業をないがしろにするわけにはいかない。」と、大演説をした後の党の雰囲気は徹底的であった。

政調会長室で

そんな中で事態を打開するべく田中政調会長が乗り出してきた。前述の森試案が出回ったのは、ちょうどこの直前の時期である。両省は、政調会長から一通りの事情聴取を受けた後のある夜、郵政省の浅尾事務次官が政調会長に呼ばれた。政調会長室へ入るや否や、まず、「来るのが遅い、馬鹿ヤロー。」と、大声で叱り飛ばされたあげく、「郵政省は降りろ。」と、迫られた。浅尾次官はひるむことなく、「降りるわけにはいかない。」と、お断りし、罵声の中を退席した。私は浅尾次官に同行していたが、政調会長室の受付で、「上司が叱られるのは辛いでしょう、入らないほうがいい。」と、部屋に入れてもらえなかったが、ドアから聞こえてくる声で一部始終を知ることができた。

翌日、政調会長に呼ばれて政調会長室にしてみると、通産省の役人と政調会長とがビールを飲んでいた。政調会長は大きな字で書いた紙を読んで、公衆電気通信法の改正をすること、そして、中小企業のために付加価値通信を開放することを指示した。そして、「郵政省は、付加価値データ

伝送業務に関する法律により付加価値通信をできるようにしようとしているが、その法律がつくれなくても、本当に中小企業のために付加価値通信をできるのか。」と、尋ねた。極めてまともな質問であった。私は、その時、かねてより検討してあった法律の抜け穴を、通産省の役人が知らず、彼等が疑問を挟まなければ活用できるかもしれないと考え、「それは、省令でできます。」と、答えた。政調会長は、「法律改正をしようとしていたのに、どうして省令でできるのか。」と、尋ねた。「超法規的省令です。」一瞬、政調会長は、怪訝な顔をしたが、「そうか。」と言って、後は何も言わなかった。また、通産省の役人も何も言わなかった。

法律の抜け穴

法律の抜け穴とは、公衆電気通信法五十五条―一三に、「特定回線使用契約者は、公共の利益のために特に必要のある場合で郵政省令で定める場合に該当するとき、——略——業としてその電気通信回線を用いて他人の通信を媒介し、その他その電気通信回線を他人の通信の用に供してはならない。」とある。この、公共の利益のために特に必要のある場合とは、これは、天災事変と同様なことがある場合にのみ、適用できるものである。しかしながら、中小企業のためである場合と省令で定めても、形式的には、成り立ち得ることになる。極めて三百代言的な解釈である。

法律の正規の教育を受けた者は、よもやこの三百代言的なことが世の中に通用するとは思わないであろう。しかし、この思いつきの法律上のテクニックが、電気通信事業法の制定の成功につながるのである。

田中政調会長裁定

翌日、田中政調会長から、「省令でやれ。」と、裁定メモが出された。内容は、次のようなものであった。

1 業務上緊密な関係にある中小企業者のために使用されるものに限り、一定の条件の下で、他人の通信の媒介を認めるよう措置すること。

(1) 手続きを定めるに当たっては、今時行政改革の精神に則ること。

(2) 通信の範囲については、公社との調整をふまえ検討すること。

(3) 本措置は、他人使用の回線利用全体の新たな在り方につき結論を得るまでの間の臨時暫定のものとする。

2 右記1の措置を具体化するに当たっては、行管・郵政・通産三省協力してこれに当たること。

―後略―

裁定をもらって帰る車の中、浅尾次官は、私に、「省令でやれということ、内海君、これは勝つたことになるぞ。」と言われた。が、しかしこの田中裁定は、どう考えても、通産省が、付加価値データ伝送業務に関する法律案を潰し、付加価値通信を郵政省の考えとは逆に、規制なく自由に行えることを保障するところの通産省にとって、極めて有利な裁定である。私には、次官の言葉が、負け惜しみにしか聞こえなかった。

橋本行財政調査会長裁定

さらに、追いうちをかけるように、橋本自民党行財政調査会長から、田中裁定の詳細化のために裁定を出すということで呼ばれ、郵政省、通産省、さらに、行政管理庁の担当局長が徹夜をしたが、結局のところあまり前進はしなかった。ここでは、江川課長が最後まで頑張り、省令を作成するに当たって、郵政省は、通産省と、「協議」ではなく、「相談調整」することとし、これ以上郵政省が押し込まれることを防いだのである。

橋本裁定の内容は次の通りである。

1 業務上緊密な関係にある中小企業者のための他人使用について

(1) 通信の範囲については、公社との調整を急ぎ早急に結論を得るものとする。

(2) 他人の通信の媒介を認めるため今次行政改革の精神に則り、通信秩序維持に配慮しつつ、必要最小限の手続きを定めるものとする。

(3) 上記の考え方にに基づき、郵政省は、行政管理庁、通商産業省と十分に相談調整の上、措置の具体化を進めるものとし、省令の具体的内容を早急に定めるものとする。――後略――

以上の結果、郵政省は、公衆電気通信法の改正法案を、臨調答申により許認可を整理する他の省庁と共に、許認可整理の一括法という形で、国会に提出したのであった。

6 中小企業のための臨時暫定省令の制定

反 省

昭和五十七年夏の人事異動で、私は、江川課長に代わって、データ通信課長に任命された。私の最大の課題は、何といっても、田中裁定をいかに実施するかであった。公衆電気通信法改正の実施は、十月とまっているので、どうしてもそれまでに、通産省と調整の整った省令をつくらなければならない。どうやって通産省と調整するかである。私は、この一年間の経験から、まともに通産省と話しても、とても郵政省の思うとおりになるはずがない、どうしても世の中の支持を得ることが第一である、そのためには社会構築が大事であると考えた。

新聞の支持はどうだったか、他省庁は支持してくれたか、自民党の先生方の理解はあったか、また何よりもその施策で利益を得るはずの業界の支持はあったのか考えてみた。どれをとっても答えは、イエスとはならない。結局のところ、郵政省の気持ちだけが先に走って、一人芝居を演じていたにすぎなかったのではなかったのか。

もっとも、当時は電電公社という巨大な独占経営体が存在し、電気通信政策懇談会の運営においても、やっと市場原理を唱えることになったわけで、なかなかそれ以上のことを行う余裕がなかったのであった。

マスコミ対策

これらの反省に立つと、自ずから何をすればよいか明解になってくる。まず、新聞対策として、郵政省記者クラブの記者の方々に理解していただくことが極めて大事であるが、それまでに、付加価値通信の何たるかを丁寧にレクチャーしたことがなかった。記者クラブに対するレクは、報道発表と称して、何か郵政省が決定なり行動なりを行った際に行われるもので、そのようなことがないのにレクを行うことはなかった。しかし、本当に郵政省の考え方を理解してもらうためには、事前に制度改革の主旨をよく説明する必要がある。また、通産省は、どんな理由で郵政省に反対しているか、解説をすることが、郵政省の考え方を理解してもらうには手っ取り早いことである。

広報室は渋ったが、クラブの幹事にお願ひしてたところ、勉強会を開催することを快く了解してくれた。できるだけ分かりやすく、黒板を持ち込んだり、色付きペーパーを使ってアクセントを付けた説明資料をつくったりして工夫を凝らした。

さらに、特に反対キャンペーンをはった日経新聞の協力が極めて必要であった。高校時代の友人の日経記者が、日経常務の杉野氏を紹介してくれた。少しは郵政省の考えも聞いて欲しいと頼んだところ、「郵政省は余りにも性急だった。世間も皆反対していた。しかし、今度は応援できるだろう。」と約束してくれた。その後、経済部の藤井記者が郵政省記者クラブにきたが、この記者は極めて辣腕で郵政省関係の記事を何度も一面トップに取り上げた。

業界対策

データ通信課では、電電公社のデータ通信サービスに対する個別認可、電電公社の民間への回線サービスに対して特殊な事例の場合に個別認可をする権限を持っていた。これらの行政行為を行う際に、根掘り葉掘り関係者より事情聴取するのが習わしであったが、民間企業の間では、権限を振りかざしてと評判の悪いものであった。

私は、課長に就任して一番に、部下のデータ通信課員に、「民間の人たちが役所に来るのは、他に方法がなくてどうしようもなく、いやいや来るものだ。誰も役所などにきたくはない。その時、これはダメだとか、法令違反だとか言って取り付く島もなく帰してはいけない。この時こそ、親切に、なぜダメなのか、どうすればよくなるのか、法律改正が必要な場合はここを改正しなければな

らないのだとよく説明すること。もし、自分も改正する必要があると思う場合は、一緒に改正の運動をしましょうと呼びかけること。」と、何度も指導した。この民間の人々に接する態度の在り方は、常に自らを戒めておかなければ、特に忙しいときなど、ついつい横柄な態度になりがちなものである。

産業界対策としては、経団連の理解を得るかどうかが重要である。経団連には、情報通信委員会が設置されており、その委員会が、専門委員会の決定を覆したことは前述したが、そのとき委員長は日本興行銀行の出身の人であった。その後、富士通の小林会長が就任されていた。経団連事務局には、産業部長に内田氏、調査役に立花氏がおられた。これらの方々に何度かお会いしているうちに、こちらの考え方も理解をしていただけようになってきた。今でこそ経団連の事務局といろいろ付き合いがあり、意見の調整もできるようになったが、当時は、事務局とのいききは、ほとんどなかったのである。

他官庁の理解

田中裁定の経緯から行政管理庁の理解を得ることも、極めて大事であるが、人事異動で新しく農水省から出向してきた郵政省担当の副島管理官には何度もお会いし、公衆電気通信法のイロハから

レクチャーをした。通信の何たるかを理解してもらおうと自ずから郵政省の考え方も理解できるものである。どうしても我々は、結論だけを相手に押しつけて、それでもって理解をもらったと思いがちである。意見が分かれる問題については、よほどそのよってたつべき基本的な考え方、価値体系を理解していただかないと、本当の説得にはならないものである。

新谷議員対策

議員会館の新谷参議院議員の所へはほとんど毎日いった。通信部会であれば反対の意見を述べ、他の先生方も一目置いていたが、会館には余りお客がきてなく、夏の高校野球の時期であったので、いつもテレビを見ておられたのが印象的である。そんなわけで、私でもちゃんと相手にしていた。余り議論をすることもなく、「省令を宜しく。」と言うことのみであったが、先生の口癖は、「電気通信の公共性が大事である。郵政省は何も知らない。よく通産省と相談せよ。」ということであった。

電気通信の公共性については、一番郵政省が心配し、主張してきたことであり、通産省は、そのことを無視して、郵政省の案に反対したのであったが、先生は、通産省が通信の公共性をよく考え、郵政省の自由化案に反対したと信じきっていたのである。通産省が新谷先生にどのような説

明をしたのか、あるいは説明などしなかったのかもしれないが、とにかく先生の誤解は最後まで解けなかった。しかし、何度も何度も会館に通ううちに、「とにかく、よく勉強して、ちゃんとやれよ。」と言ってもらえる雰囲気になってきた。

いまだ不十分な社会情勢

当時、郵政省関係では、臨調で電電公社の民営化が議論されていた。電気通信政策局では、この問題をどのように処理するかが重要な課題であった。小山局長は、一時期、この問題に没頭していた、中小企業VANの省令のことなどに構う暇がなかった。

江川課長から引き継いだ私は、一人、新聞や業界対策をしていたが、今一つ大きく手を打つことができなかった。やはりマスコミの力は大きい。新聞が、郵政省の案に賛成してくれたならば大きく体制が変わると思われた。私は、局長に、新聞に郵政省案をリークし、好意的な記事を書いてもらうべく提案した。しかし、小山局長は、「大きい問題が一度に出てくると対処し切れない。今は臨調の経営形態問題に専念しているのだから、VANの問題は後回しだ。」と、聞いてもらえなかった。

ちょうどそのころ、田代官房文書課長と話をしたとき、「新聞が賛成に回って貰えないもんな

あ。」と、私に話された。田代課長は、文書課長として田中裁定の際にこの問題に関与していたのである。客観的立場にある文書課長の言であったので、私は意を強くした。

省令案が日経一面トップ記事に

日本経済新聞の藤井記者が何度目かの取材にきたとき、検討していた省令案の考え方を解説した。その内容は、まず第一に、中小企業との通信であれば、中小企業のための通信である。すなわち、大企業が通信しても、中小企業のための通信とすること。第二に、郵政大臣に届出をした場合が、すなわち、公衆電気通信法で、「省令で定める他人の通信の媒介をすることができる場合」に当たるとすることの二点であった。この第二点目が重要なのである。

藤井記者は、まだ郵政省記者クラブにきたばかりで、どのような人かよく分からなかったが、とにかく、何度も何度も熱心に取材にきた。かつて、マスコミは電気通信政策懇談会の報告を郵政省は規制をしようとしていると報道した。もし藤井記者が同じように理解して報道したら大変なことになる。これは一種の冒険であった。午前零時ごろ、記者から電話があり、明日の朝刊にトップで掲載されると連絡があった。どのような記事になるのか、局長の了解も取っていないのに、郵政省にとって不利なことになったらどうしようと眠れない一夜を過ごした。

翌朝の朝刊には、郵政省、大企業にもV A Nを認める方針という見出しで一面トップの大きい扱
いであった。新聞を読んだ経団連の情報通信委員会委員長の小林富士通会長が、これはよい案だと
話したという情報が入ったので、さっそくそれを藤井記者に知らせたところ、それがまた「経団連
委員長、郵政省案に賛成」と夕刊に掲載された。

世の中が変わる実感

この日を境に、世の中の状況が変わっていったのが実感された。産業界で関心ある人に会うと、
多くの人が、「よい案である。いつできるのか。」と尋ねてくるようになった。産業界は、郵政省案
でよいことになってしまったのである。

課長レベルでの折衝

通産省の担当課長である情報処理振興課長は、バランス感覚に優れ、温厚かつ、省内でも説得力
のある人であった。情報処理振興課長とは、まず、両省、争うことなくよく話し合うことにし、ま
た、話がまとまったときには、一緒に記者発表しようと約束した。

何度となく話し合いをしたが、両省の考え方には隔たりがあった。当然のことであるが、通産省は、

この種の事業は、政府の規制は一切必要ない、何の規制もない形で中小企業のために付加価値通信を認めるべきであるというものであった。これに対し、郵政省は、通信の秘密などを守れるように、何らかの対策をしなければならぬというものであった。そして、そのためには、事業者から郵政省に対する何らかの手続きが必要であること、すなわち、郵政省の関与が行われることが必要であった。この両省の意見の相違は、新しい事業をどちらの省の担当にするかという権限の話でもあるから、お互いに譲り合えるはずがない。

しかし、情報処理振興課長と話をしているうちに、本当のところは、ある程度、郵政省の主張に妥当性があると認識していることが察せられた。両者が歩み寄れるだけ歩み寄って、どうしようもないという段階で上にあげることにした。

そのころ、前述の日経新聞の一面トップ記事が出たのである。情報処理振興課長には、「この内容は何だ。」と追求されたが、「記者が勝手に書いたのだらう。何も知らない。」と、とぼけるより手はなかった。

局長レベルの折衝

情報処理振興課長と、相当意見を戦わせた後、このあたりでもう上に任せようということになり、

局長同志の話合いにした。深夜、通産省機械情報産業局長と同次長及び情報処理振興課長とが郵政省にきた。電気通信局長小山森也氏、同次長富田徹郎氏が対応したが、小山局長の勢いは激しく、「通産省は、郵政省の省令までつくる気か。」と、通産省の要求を受け付けなかった。通産省は、「郵政省の省令をつくる気か。」と聞かれれば、「いや、そんなことはない、郵政省の省令は、郵政省でつくることになる。」と応えざるを得ない。「それならば、この内容でよいではないか。」ということになって、通産省は引き上げた。そして、両省で合意はできたとしたのである。

当然、公衆電気通信法は郵政省所管の法律であるから、通産省の要求を郵政省がのまなかったら、すなわち、郵政省の考えるところが省令となるはずである。しかし、田中裁定で、郵政省及び通産省協力の上で郵政省令を定めること、となっていたし、また、橋本裁定で、両省が相談調整することとなっていたので、このようなやりとりで、両省で合意ができたとするのは、いかにも荒っぽい、いたしかたがなかった。

行管への報告と新聞発表

翌朝、私は、行政管理庁へ飛んでいき、副島管理官に両省で合意ができ省令ができたと報告した。公衆電気通信法改正の施行日が迫っていて管理官も喜んでくれた。行政管理庁から帰って、ことの

成り行きを察知していた記者クラブに、徹夜をして用意した説明資料により省令案を発表した。すべては、午前十時すぎまでで完了した。

聞きつけた通産省の情報処理振興課長が、行政管理庁へ飛んでいき、通産省はまだ省令の内容に合意していないと抗議したが、行政管理庁は相手にしなかった。行政管理庁では郵政省から話を聞いて即座に中曽根行政管理庁長官に両省が合意の上に省令ができたと報告していたので、いままら通産省の抗議を聴くわけにはいかなかったのである。また、情報処理振興課長は郵政省にもきて、省令の発表は両省でやろうという約束に反するでないかと抗議したが、記者に聴かれて発表せざるを得なかったのだと説明した。

前述の通り、既に、産業界は郵政省の省令案に概ね賛成をしていたので、いかに通産省といえども、この段階では、手続きには抗議はできても、省令案の内容に対しては、すでに反対することも、抗議をすることもできなかった。

中小企業のための臨時暫定省令の実施

その後、自民党の回線問題小委員会が開催され、通産省は、省令案に異存はないかと確かめられ、機械情報産業局長は顔を歪めながら、「異存はないが、省令の運用には、十分に注意をして、自由

化の趣旨に反しないように。」と注文した。

後に、田中裁定の事情を一番知っている前行政管理庁管理官の吉井氏に、「さすがはお見事、よくもあの省令をまとめられたな。」と、言われた。

かくして、昭和五十七年十一月二十三日、公衆電気通信法の改正とその施行令及び中小企業V A Nの臨時暫定省令が施行され、データ通信の第二次自由化が行われたのである。

臨時暫定省令の意義

中小企業V A Nの臨時暫定省令は、郵政大臣に届出をすることにより事業を開始することができることや、通信の秘密の確保等、利用者の保護のため、郵政大臣は、改善のための措置を指示することができるようになっており、狭い範囲ではあるが、付加価値通信業務が郵政省の所管する事業として、郵政、通産間で認められたことになったのである。このことにより、また、この省令の中心が、後の電気通信事業法の第二種電気通信事業に関する部分の原型になったという意味で、この臨時暫定措置は、極めて重要な意義があった。

公衆網優先の原則を産業界へ説明

産業界では、このデータ通信の新しい制度に対し、極めて関心が強く、その説明を方々で求められた。私は、率先して、また時間的に不可能な場合は課長補佐たちが、どこへでも積極的に説明にいくようにした。この説明会は郵政省の考え方を理解してもらうのに極めて効果的であった。

私は、従来他人使用だとか、共同使用だとかの制度の説明に終始していたのを改め、何故にこのような通信回線の利用制限があるかを説明した。それはそのために、分かりやすい言葉として、「公衆網優先の原則」を考えた。

電電公社の回線網は、基本的に電話のために建設されている。電話は、加入者の間であれば、誰とでも通信ができて、初めてその効用が最大限に発揮できるものである。しかし、特定の者のみとの間の通信であれば専用網の方が安く建設できる。専用網を無制限に許すと、公衆網が発達せず、結局、皆が困ることになる。この誰とでも通信できるように電話ネットワーク、すなわち公衆網を、個別の専用網に優先して取り扱う政策を、「公衆網優先の原則」と、勝手に名付けたのであった。この公衆の利益と個別の利益とをどう調和させるか、そのために政府の規制が必要であると説明した。

このような通信の基本的な原理を、分かりやすく産業界の人たちに説明する機会を多く持てたことは、後に、電気通信事業法を巡って世の中で意見が対立したときに、郵政省の考え方に対する理解者を得られることに大いに役立った。

7 データ通信安全信頼基準と

ネットワーク登録制度

安全基準の作成とネットワーク登録制度

中小企業V A Nの省令を作成している最中に、私は密かに松本主査にデータ通信ネットワークの安全性基準の作成を指示した。データ通信の自由化によりデータ通信が活発になることが予想される、その時の安全対策は重要なことであるが、電気通信行政を所管する立場で、何らかの対策を打っておくべきであると考えられた。このような情報化の陰の部分に手を打つのが行政であると、かねてから考えていたからである。

既に通産省では、コンピュータの安全対策基準と、その基準に合格しているコンピュータシステムの登録という制度ができていた。これは、法律上の根拠がなく、強いて言えば、工業製品を所管しているという通産省の設置法上の権限に基づき、通産省告示として制定している制度である。この制度と同じ仕組みのものを、データ通信ネットワークについて行おうとするものである。

技術に関することは、技術セクションが担当するのであるが、当時の郵政省の担当者は、安全対

策の基準などは一律に決められるものでないからそのようなものはつくれないと、私の提案に冷ややかであった。その結果、技術セクションには頼まず、データ通信課の平井補佐とKDDより出向していた技術者の松本主査がこの仕事を行うことになった。二人は、瞬く間に、学者と、民間のその道の権威者を集めてきて委員会を設置し、二ヶ月でデータ通信ネットワーク安全信頼基準なるものを作成した。

データ通信ネットワーク登録制度は、新しくデータ通信課に配属になったばかりの池川係長が初めて接するコンピュータの用語に悪戦苦闘しながら一人でつくり上げた。

制度の意義

いわば、通産省の施策を真似たにすぎないデータ通信ネットワーク安全信頼基準と、データ通信ネットワーク登録制度を作成していたおかげで、翌年、通産省が提案してきた情報処理振興協会法の改正において、郵政省は、データ通信の安全対策の施策をすでに実施しており、その所管官庁として位置づけられることができた。通産省は、当時、郵政省は単に電気通信を規律しているだけであり、このような施策は、通産省の専管事項であると主張していたので、既に郵政省で実施しているという既成事実は、極めて重い説得力のあるものとなった。また、コンピュータの安全対策に関

する各省との調整で、他省庁に比較して優位に立つこともできたのである。よいものは大いに学び、取り入れるべきである。

8 ネットワーク化構想懇談会

ネットワーク化構想の打出し

中小企業V A N臨時暫定省令も制定することができ、肩の荷を降ろしやっと一息ついていた昭和五十七年の暮れ、予算折衝も終わりに近づき、正月には何をすのかなと思っていると、日経の記者が、取材のためデータ通信課にきた。正月の新聞記事がないだろうかということであった。藤井記者によると、正月には、世の中が皆休んでいるために新聞を埋める記事がないので、あらかじめ記事になりそうなものを用意しておく、大きく取り上げられることになること。さて何かよい材料はないだろうかと考えた。そもそもデータ通信課の使命である、データ通信の普及、すなわち、企業間や個人まで、データ通信でネットワーク化すること、できるかできないかは別として、それを郵政省が進めることには間違いがないので、それを、「積極的に進めると決めた。」と、発表することにした。

どのようにネットワーク化するかは問題であるが、社会がデータ通信でネットワーク化すること

自体は、間違いないことである。森課長補佐に大体の構想を書いてもらって記者に渡した。

年が明け、まだ正月の挨拶をしている一月五日の朝刊に大きく「情報流通システム列島ネット化構想始動 通信方式標準化、垣根除く」とトップ記事となって朝刊を飾った。お屠蘇気分のように、打合せも何もされていないことについてトップ記事となって新聞に出たが、小山局長は何も言わなかった。私はデータ通信課長時代に、所管のことについて新聞に記事が出て、小山局長に叱られたことは一度もなかった。

ネットワーケ化構想

トップ記事とはなったものの、さてどのようにこれを実施していくかが問題である。当時は、振興とか育成とかいっても財投制度や税制制度一つない状態で、政策実行のための手段が全然ない郵政省であった。とりあえず、郵政省に「総合データ通信ネットワーク化構想懇談会」なるものを設置することにした。産業界の主な業種の代表的な企業のトップレベルの経営者に参加していただき、産業横断的な委員会をつくり、そこでいろいろ議論してもらおうというわけである。そのような方々との付き合いがなかったので、経団連の内田産業部長に、誰に会長になってもらったらよいか相談したところ、三井造船の会長で、経団連副会長でもある山下勇氏が最適であると教えられ、また、山

下氏の了解も取りつけてくれた。産業界一般の経営者と、通信のことでこのように深くお付合いを始めたのは、このときが最初ではないかと思われる。

全国優良図書になった懇談会報告書

昭和五十八年四月、郵政大臣の私的懇談会としてスタートした本懇談会は、下部に東京大学助教授（当時）齊藤忠夫氏を委員長とする専門委員会を設置し、総計三〇回の会合を開いて翌五十九年二月、郵政大臣に報告書を提出することができた。この報告書は後に「ネットワーク化社会をめざして」という題名の単行本になり出版され、企業の情報処理担当者に評判の書となり、増刷され、また、全国優良図書選定委員会選定の優良図書ともなった。

報告書の内容は、これから十年先の社会を見通して、企業間取引、企業個人間にデータ通信のネットワーク化が進むが、これに適切に順応した企業が業績を高め、また、ネットワーク化により、業界間の業務の相互乗入れが行われ従来の企業概念や、業界の変容が行われ、ひいては産業構造が変革することとなる。そのための確なアセスメントの実施や脆弱性の克服、人間性の尊重などが大切であるというものである。報告書作成に当たって実に多くの方々の協力があった。また担当した元女課長補佐、大塚第三データ通信係長、KDDから出向していた宮内主査の功績が大きい。

懇談会の意義

経団連内田産業部長の厚意で、経団連主催の講演会を開催し、経団連加入企業の経営者に懇談会報告書の説明をすることもできた。ここでは、データ通信のネットワーク化がこれからの企業経営に不可欠のものであること、また、そのために配慮しなければならないことなど、郵政省の考え方を十分説明する機会に恵まれた。経団連の内田部長には、このネットワーク化の推進の意味についてよく理解していただき、いろいろな意味で大変お世話になった。

ネットワーク化構想懇談会の設立は、産業界等のデータ通信に対する認識や理解に大いに役立ち、また、我々も産業界の考え方がよく分かり、これが、後に電気通信事業法の制定の際の郵政通産競争において、郵政省の考えに産業界の多くの方が理解を示してくれた一因にもなった。

9 初めての財投

政策手段である財投の獲得要求

郵政省は、郵便貯金や簡易保険の資金を資金運用部に預託し、財投原資の半分以上を担っているが、残念ながら電気通信の政策遂行のために、他の行政官庁のように日本開発銀行の低利融資など、この資金を活用する手段を持ち合わせていなかった。もともと電気通信は、電電公社が独占して、サービスの提供をしてきたものである。電電公社への財投資金の提供はあっても、郵政省が、民間会社などに、開発銀行などを通じての資金の斡旋はあり得ないことであったのかもしれない。しかし、それではとても政策官庁とはいえない。民間事業者を育成すべきであると考えていたデータ通信課では、何とかして財投の手段を得たいということで、財投要求を、岡データ通信担当参事官の時代から始め、江川データ通信課長の時代に既に二年間行っていた。しかし、いずれの年にも大蔵省に相手にもされない状態であった。

私も、データ通信課長になって一年目、民間の情報通信業者に低利資金を貸し付けるという案を

作成し、大蔵省に要求を出した。しかし、その時は、どこからか聞きつけた新谷寅三郎参議院議員から、「郵政省は、民間に電電公社に対抗するような事業を育成しようとしているのか、けしからん。」と言われ、あえなく潰れ去ってしまった。

挙省体制

単にデータ通信課のみが努力しても成果はないだろう。省を挙げて取り組もうということで、五十八年夏の概算要求時に、省内に声をかけたところ、前データ通信課長の江川宇宙通信企画課長と金子有線放送課長も、それぞれ要求案をつくって当たることになり、データ通信課が窓口になることになった。

特に江川課長は、当時、宇宙通信企画課に大蔵省から出向してきていた加藤（旧姓室崎）係長に検討を命じ、難視聴対策の衛星放送受信施設普及のためのリース制度の創設に、開発銀行からの低利融資の財政的支援を行うという仕組みをつくり出してきた。郵政省には財投の予算要求のノウハウすらない状態であったから、このような仕組みは、極めてユニークで新鮮なものであった。加藤係長のこのときの働きは、さすがは大蔵省からの出向者だと感心させられたものである。

このリース制度に加えて、データ通信課のVAN事業に対する援助、有線放送課のCATVに対

する援助と合わせてちょうど一〇〇億円の要求となった。特に注意したのは、通産省に知られては必ず邪魔をされるに違いないと、開発銀行には要求を最後の最後まで知らせないことにした。

財投の要求は、そもそも開発銀行の予算要求であり、各省の要求はこの開発の要求を支援する立場にあるのである。このことすらも郵政省ではほとんど知られてなかったが、データ通信課で産業界の人々と付き合うようになり、知識を得たり、また若い職員で他省庁に外向した者が、出向先で経験して帰ってきてノウハウを広めることが、ようやくこのころできるようになったのである。

通産省とバッティング

最後の最後まで、郵政省の要求を明らかにしなかったが、蓋をあけてみると、やはり最後の瞬間に、通産省が、郵政省の要求内容を開銀から得て自分の要求を手直しし、郵政省の要求とバッティングするようにしたのであった。すなわち、情報処理システムの支援という要求の中に「VAN、CATVを含む」という括弧書きを入れて大蔵省へ提出したのであった。当時では、情報処理システムとは大型電子計算機システムのことを指していたのであり、とても通信システムのVANやCATVを指すとは考えられていなかった。しかし、皮肉なもので、通産省がこのような要求をしたおかげで、郵政省の初めての財投は成立することになったのである。

「ニューメディア一〇〇億円」の合言葉

十二月初旬、例年の予算の時期になり、今年こそは何とか財投要求を成立させたいと、主だった通信部会の先生に、大蔵省に陳情をするようにお願いに回った。ころよく、新聞雑誌などでニューメディアが話題になっているときであったので、「ニューメディア一〇〇億円」という合言葉で大蔵省に電話をかけてもらった。一方、通産省でも、「通産省にVANやCATVの財投をつけるべきである。」と、先生方に説明をして回ったのである。この結果、前年まで、相手にされずにいた郵政省の財投要求は、この年は、俄然、大蔵省においても話題となったのである。

自民党の先生方も、近藤通信部会長は、はっきりと郵政省に付けてくれと大蔵省に電話をしたが、郵政省と通産省とに頼まれた他のほとんどの先生方は、「とにかく、ニューメディア一〇〇億円を宜しく」と、大蔵省に迫った。「ニューメディア一〇〇億円」といういわば合言葉のようないやすいフレーズが、極めて効果のあるものであった。

大蔵省との折衝

このような結果、多数の先生方から合唱のごとく陳情があり、大蔵省も何とかしなければならぬということになってきた。しかし、両省からの要求なので、両省間の調整をしなければならない。

私は、毎夜、担当課長である水谷資金第一課長の元に参上し、VANやCATVがいかなる概念であるか、なぜそれが郵政省の所管であるか説明をして理解をしていただくべく努力した。資金一課長は極めて多忙で、いつも時計が夜の一二時をすぎてから、時間が取れたから話を聞こうと電話がかかってきた。毎夜毎夜、話をしているうちに、だんだんと郵政省の主張がもっともであると分かってくるてきてくれた。

富田次長が、当時の実力政調副会長に裁定を出してもらおうと会長室へ説明をしにいたり、また某参議院委員から裁定をしてやろうという誘いなどもあったがすべて徒労に終わった。

通産省との折衝

いよいよ予算の内示も終わり、大詰めになってきた。通産省との調整を行うべく、通産省の担当課長と何度も帝国ホテルのロビーで会ったが、調整などできるわけがなく、水谷課長からは、毎夜、「どうするんですか。」と、腹立たしく聞かれるようになった。

「すべて説明申し上げたのだから、お互いに役人であれば分かるはずだ。郵政省は、大蔵省の判断にお任せします。」と、何度か伝えたが、なかなか水谷課長の腰は上がらなかった。大臣折衝日の二日前の昼過ぎ、「五時までに両省で調整をしてこい。」と、とうとう大蔵省から最後の指示があっ

た。

森課長補佐を伴い通産省にいき、担当課長と話したが埒があかない。もっとも相手側は、郵政省に財投がつかなければよいのであるから、何も調整ができなくてもよいわけで、のらりくらりである。時間も迫るので、森補佐に現認書をつくる要領で、「五時二十五分、課長答えず。三〇秒経過、依然答えず。課長補佐記録しなさい。」と、大きい声で、現認書をとる要領で、調整をしようとしていない課長の態度を記録した。これには課長も当惑してしまい、こちらが強くとやや混乱した精神状態になり、ついには、両省の所管する範囲を確認したので、それをまた記録し、大蔵省へ報告した。

大蔵裁定

夜、吉井理財局長と水谷課長に両省が呼ばれ、両省の調整結果を聞かれたが、ここでは、通産省は、元々の主張である、双方向CATVや、VANも通産省の所管であると繰り返し、もとの平行線になってしまった。

そして、最終的には、大蔵省の裁定により、郵政省関係では、難視聴対策のもの二〇億円及び、双方向でないCATV三〇億円は、郵政単独で使用可能、VANと双方向CATVは、三〇億円で

未調整とし、通産省、郵政省、大蔵省が協議して使用するということとなった。総額八〇億円の郵政省初めての財投はこのようなことで成立したのであった。

10 テレトピア構想

齊藤忠夫助教授の示唆

私は、前々から電気通信を、社会政策的に使えないものかと思っていた。若いときに読んだ本に「省エネルギー時代の選択」(J・M・ニルズ他)というものがあり、電気通信で交通を代替する、すなわち現代的にいうと、在宅勤務やサテライトオフィスの可能性のシミュレーション結果を報告していた。その本の影響もあり、単に通信のサービスをするだけでなく、通信によって世の中を積極的に変えていくことができるのではないかと思っていた。そんな十二月のあるとき、前出の東大の齊藤先生が、「自分は、横浜に住んでいなければならないけれど、横浜駅近くの三菱の跡地に通信のオフィスセンターのようなものを建設したらどうだろうと思う。」と語ってくれた。

オフィスセンターとは、特定の地域を区切ってそこに税制などで一般の地域と区別し、優遇措置を施して企業を集める、その地域のことである。

これはおもしろい話だと、すぐ、正月休みの宿題として、大塚係長に新年までに具体案を作成す

るように命じたのである。大塚係長は、都市型と地方型の二つのセンター案をつくってきた。

当初案

都市型は、センターを都市に設置し、世界の都市と大容量の通信回線で結び、世界の都市と通信をする際に、ダイアルの掛け方から、料金も国内料金と同じにして、あたかも通信に関する限りは、日本にいても、例えばニューヨークにある事務所と同じ状態になるようにする。そうすれば、その地域に企業は競って事務所を建設することになるといえるものである。

地方型は、日本国内の地方にセンターを建設し、東京との間に大容量回線を引き、都市型と同じように東京と地方との格差をなくそうとするもので、うまくいけばそのセンターのある地域は大発展をすることになる、また東京への集中も緩和されるだろうというものである。

電電公社やKDDは、絶対にそんな料金体型を覆す自殺的なことはするはずがない。実現は事実上不可能だ。しかし、楽しい構想である。なにかよい名前を付けなければならないということ、テレコミュニケーションとユートピアとを結び付けテレトピアと名付けることとした。テレトピアという言葉は、当時、既に電電公社が、同名のPR雑誌を発行していたので、何となく新鮮味がなると同時に、申しわけないなあとも思っていた。

小山局長に、「バカな」と言われはしないかと恐る恐る「このアイデアは、簡単には実現しないが新聞に載せてみたらどうか、新聞に載るだけで面白いのではないか。」と、相談したところ、意外や実際にやってみようということになった。

現 実 案

そこで具体案をつくるべく作業を始めたのであった。森課長補佐が精力的に取りかかった。実際にいろいろ考え出すと、最初の構想であった、料金を完全にニューヨークなどと一緒にするなどということはとても無理なので、詰まるところ、新しいサービスや施策を、他の地域に先駆けて集中的に実施し、情報化の先導的役割を担う都市づくりを進めるという案に集約していった。

そんな時、突然小山局長から私の自宅に電話があつて、「あれは、しばらくダメだ。次官に何を馬鹿なことをいっている。地に足がついた地道なことをやれと叱られた。次官は、どうも大臣に注意をされたらしい、誰が大臣に話したのだろう。」とのことだった。何がどうなったのか、いまだに不思議なことである。

ニューメディア・コミュニティー案の出現

そのようなことではばらく頓挫していたのであった。が、次年度の予算の概算要求案の作成の時期の八月になり、なんと、通産省からニューメディア・コミュニティー構想なるものが出てきた。

それは、我々が密かに考えていたものと全く同じものであった。またしても通産省に横取りされたと思わざるを得なかった。そのようなことのないようにと、密かに案を練っていたものであったのだが……。既に、郵政省の概算要求案が作成され、自民党の通信部会に報告され、了承を求める寸前の時であったので、万事休すであった。

そこで、通信部会において、先生の方から、「このような構想は、郵政省こそ打ち上げるべきものではないか、郵政省はどうなっているのか。」と、叱ってもらうことにし、そして、それを受けて、何とか八月末の概算要求書の提出までに要求案を練り上げることにした。一部の先生に、通信部会での発言をお願いし、計画通り、通信部会で郵政省は叱られ、急きょテレトピア計画案が重要施策として浮上したのである。

テレトピア計画案の実現

急ぎ、調査費の要求を出すとともに、郵政省の施策の中で、特定の地域に集中傾斜的に実施でき

るものはないか、リストアップすると同時に、電電公社の協力を得るべく、協議会などを創設した。この協議会の席上や、通信部会などで、通産省のニューメディア・コミュニティー構想と、どこが違うのかと聞かれたとき、小山局長は、「あちらは単なる実験、こちらはテレトピアを核としてニューメディアを普及させる、即実施である。」と、説明したが、その時、そんなに踏み込んでも大丈夫かなと、やや心配な面もあった。しかし、小山局長の、このいつも自信に満ちあふれた、決して弱音をはかない態度には、後々通産省と電気通信事業法をめぐり対立した際、我々はいつも励まされてきたものである。

地域振興施策へ発展

構想が世の中に出るや、各地方自治体の反応はすさまじかった。一番乗りは、平松知事の半分県で、八月中旬には、既に指定の陳情書が出た。そして熊本、宮崎など九州各県を初めとして、全国的な指定陳情が殺到し始めた。

テレトピア計画の実施は大変な事務量が予想され、データ通信課ではとてもやっていけないと思われたので、毎日徹夜をして頑張ってくれた森課長補佐や担当者に悪いと思いつながら、金沢政策企画官に引き取ってもらおうよう頼んだ。行動力のある金沢企画官が、快く引き受けて担当になったこ

とは、テレトピア構想の発展のために極めてラッキーなことであった。そして、テレトピアは、今日の郵政省の地域通信振興につながっていったのである。

11 情報通信振興協会の設立

産業界との連携強化

付加価値データ伝送業務に関する法律作成の際の苦い経験から、産業界の賛成・応援なくしては、電気通信の自由化はあり得ないことが明白であった。しかし、最も利益を受けるべき業界が、郵政省を応援してくれなかったのは何故か、データ通信課長になって以来、そのことが一度も頭を離れたことはなかった。

まず、データ通信課職員の事業者に対する態度を改善させた。産業界との意志疎通を、あらゆる機会を利用していった。規制官庁ではなく振興官庁であると、少ない知恵を絞って、振興施策を練る懇談会や、財投の獲得などを矢継ぎ早に手を打ってきた。その結果、ある程度その効果は出始め、産業界との付き合いもでき、理解者も増えたが、それは、単なる個人的な友人ベースのことであった。郵政省には、組織的に関係する業界団体がなかったのである。

データ通信に関係の深い団体として、情報処理業者の団体である日本センター協会というものが

あったが、残念ながら、これは通産省の所管団体であって、郵政省との付合いは薄かった。このようなかで、郵政省の考え方に理解のある団体ができることが、データ通信自由化の大きな課題であった。新しく配属された蝶野補佐に業界団体結成の任務を指示した。後に大活躍した蝶野補佐も、当初何をどうしてよいのか極めて当惑した模様であった。

情報通信振興協会の設立

既に業界団体としてセンター協が存在しているのであるから、新しい業界団体をつくるということは、いわば、第二組合を結成するようなものであり、しかも、郵政省とこの業界との付合いは、ほとんどなかったのであるから、これは、大変困難なことであった。いろいろ作戦を考えていたところ、私が課長補佐時代に付き合っていたある人物が、「郵政省の思うようなデータ通信の自由化をするためには、業界団体をつくらなければならない。このような案が考えられるがどうか。」と、業界内の勢力配置を考慮してつくられた一つの案を持参して来省した。民間の側にも、「これから、通信の時代である。今まで通りの通産省の指導ではやっていけない。郵政省との結びつきを強めたい。」という者も出てきていたのである。これが、情報通信振興協会設立の契機となったのである。

協会設立のために多くの経営者に会い、その必要性を説いた。また、実にいろいろな方々から支援も受けた。設立準備の事務を行うために、奥様が勤労奉仕をしてくれた人もいれば、九州から助太刀にやってきてくれた人もいた。郵政省に、生まれて初めてきていただき、企ての話を聞かされ、通産省の反対があるのを知りながら、その場で設立発起人になることを決めた勇氣と決断力のあるオーナー経営者もいた。系列会社數十社をメンバーとして参加させ、多額の会費を支払うことで設立当初の財政難を救ってくれた経営者もいた。

これらの方々に応援されたのは、やはり、ネットワーク構想懇談会や、財投の獲得、テレトピア、その他いろいろな施策を打ち出したり、また、産業界に親切にいろいろ説明をしたりして、郵政省がこの産業の発展を考えているということ、少しずつ理解していただく努力をした結果ではないかと思われる。

これらの協力をしてくれ、発起人になろうとした経営者たちが、通産省の次長に呼ばれ、設立を思いとどまるよう説得されたのであったが、もとより、そのようなことで怯むような人は、発起人には選ばれていなかった。法人設立許可の段階になって、もはや阻止はできないと悟った通産省の課長が、共管を申し入れてきた。この粘りには、驚くやら、あきれやるであつたが、当然のことながら、あっさりとお引き取り願った。

設立総会での志場会長の演説

協会が設立される過程で、印象的なことが二点ある。いずれも、志場会長の考え方である。その一は、情報通信振興協会は、単なる業界団体ではなく、情報通信の振興という大きな目的を進める公益法人であるということである。当初業界団体として設立しようとする予定であったが、会長の考え方は、業界団体は自分らの利益のみを追求するのであって、公益を追求する団体だとはいえない。したがって、産業界のあらゆる企業、また、企業に限らず個人も参加できる、情報通信の振興という目的を遂行する団体であるべきであるということであった。

もう一つは、設立総会の時の、志場会長の挨拶であった。「我々には憲法で保障されている結社の自由と表現の自由がある。公益法人を設立するためには、いずれかの役所の監督下に入らねばならない。それで、郵政省の監督下になっているが、郵政省の考えに賛成の場合は、これを支援していくが、反対の場合にははっきりと反対する。また、他の官庁が担当のものについては、その官庁に意見を言う、そういう団体になる。」

志場会長の演説で示されるような考え方で設立された情報通信振興協会は、電気通信事業法の制定過程で、産業界の意見の方向を定めるのに、当然、極めて重要な役割を担ったのであった。

このようにして、やっと、郵政省の施策に理解を示してくれる企業を結集することができた。江

川課長からデータ通信課長を引き継いでからこの日まで二年近くの歳月を要した。そして、このことにより、データ通信の自由化の仕事は七分目まで完成したと同然のことになったともいえる。

第二編

電気通信事業法案の作成からその実施まで

電気通信事業法と日本電信電話株式会社法の成立により、電気通信サービスは全面的に民間企業により提供されることになった。両法の制定施行までには、各界で、実にさまざまな議論がなされ、調整が行われた。特に、電電公社をどのようにするかについては、意見が分かれた。

民営化するのかどうか、分割するのかどうか、また分割する場合は、どのようにするのかということ、極めて政治的なマターとなった。電電公社の中の技術系と事務系との利害の対立、全電通といわゆる経営サイドの利害、真藤総裁の考え方、郵政省の利害、自民党と野党との利害、大ユーザーや一般の電話利用者の利害等、それぞれの利害や立場が対立し、電電公社民営化までの過程は一大ドラマとなったのである。

ここでは、その点を他に譲り、電気通信市場を革命的に変革した電気通信事業法がどのように作成され実施されたか、私が関与した主としてVANをめぐる点に絞って述べることにする。

12 電気通信事業法案の作成

電気通信自由化への気運

昭和五十九年、前述のネットワーク化推進懇談会の報告書に加えて、金沢企画官の担当した電気通信審議会の答申と、矢継ぎ早に電気通信自由化の答申が出された。

五十七年十一月、公衆電気通信法の改正によるデータ通信回線の開放が行われ、産業界もしばらくの間は満足していたのであったが、データ通信の全面的な自由化を、既に郵政省が提案していたのであるから、単なる一部の自由化で、満足のできるはずがない。さらに臨調の最終答申（第五次答申 昭和五十八年三月）は、それ以上の電気通信回線そのものの設置までも自由化すべきとなっていたので、産業界の期待は大きいものがあつた。

そんな中で、郵政省では、電気通信回線の自由化は、電電公社の改革と併せていっしょにやるといふ方針であつた。そうでなければ、また、前のデータ通信回線自由化の際のような混乱が起き、うまく実現できないだろうということであつた。この戦略は、後に産業界が郵政省に味方して

くれる点で、戦術的には効果的なものであった。すなわち、第二種電気通信事業をめぐり、どのような規律をするかということ、通産省と意見が対立した際に、産業界は、「もうどうでもよい、とにかく早く自由化をして欲しい、通産省に組みしていたのでは自由化が進まない。」ということになったのである。

議論になった点

法案作成担当には高田調査官が新たに任命され、また、データ通信課の経験がある武智課長補佐もつけられた。このチームでいろいろな案が作成されたが、特に大きな議論となったのは、電電公社をどのような位置づけにするかということであった。電気通信事業法の中身について、当時、このこと以外に、今日の電気通信市場に少なからず影響を与えている点でいくつかの議論がある。その一は、電気通信の定義についてである。その二は、第一種電気通信事業と第二種電気通信事業との区分け、その三は、外資規制の問題、その四は、特別第二種電気通信事業と一般第二種電気通信事業との区分けの問題である。

電電公社と新規参入事業者の位置づけ

小山局長を初め多数は、新しい新規参入者も、電電公社も皆同じ取扱いで競争すべきであるという考えであった。また、電電公社も同じ意見であった。

データ通信課の諸君は、私を初め有村調査官も皆、新規参入者と、従来から独占を維持してきた電電公社とは区別すべきであるという考えであった。データ通信課は、狭い範囲でありながらも、電電公社の独占が少しずつ破れてきているデータ通信の分野を担当していたので、いかに電電公社と新規参入者との利害対立を調節し、公平な競争を維持していくのかが、行政の任務だということを身を持って感じていたと同時に実践もしていたのであった。

データ通信課の意見を法案の形にすると、電気通信事業の新規参入法と公衆電気通信法の大改正との組合せということになって、どうしても電電公社と新規参入者とを、全く平等に扱う電気通信事業法案とはなり難いのであった。この意見の対立は長い間続き、私も、このことに関しては、いくら上司といえども自分の意見を主張すべきであると思いつつと意見を主張し続けた。

昭和五十八年の正月、電気通信政策局の新年の集まりの挨拶の中で、とうとう富田次長から、「内海、和をもって貴しということを知っているか。」と、皆の面前で言われた。しかし、それでも、しばらくの間、有村調査官とデータ通信課の法律案などをつくって皆におついたりした。とうとう小山局長に、「俺が責任をとるのだ。君らは命令に従え。」と言われてしまい、よし、それならば、少しでも法案作成チームに内部からデータ通信課の意見が通るようにと、データ通信課のエース、目沼係長を法案作成チームに編入させた。そこまではしたが、結局、電電公社と他の電気通信事業者とを、全く同等に規制する内容の電気通信事業法案となった。

米国での区分け

米国では、データ通信の自由化をするに当たり、混合サービスという概念を導入したが、それは一〇年間の実施後、第二次コンピュータ・インクワイアリーの結果、廃止された。第二次コンピュータ・インクワイアリーでは、いわゆる基本通信サービスと高度通信サービスという概念が導入され、基本サービスは、一定の規制のもとでA T Tが行ってもよいサービスであり、高度通信サービスは、F C Cの規制対象から外され、A T T以外の企業が自由に事業を行うことができるようになっていた。

高度通信サービスの考え方は、何が混合通信サービスであるか明快でないとの反省から出てきたのであるが、米国では、もう一つ、A T Tが実施してもよいサービスと、行ってはならないサービスという区分け、すなわち、A T Tの規制のために使われる概念であるということを忘れてはならない。

そして、その考え方も、実態にそぐわないということで、市場で支配力を持っている事業 (dominant) と持っていない事業 (nondominant) とに区分けすべきであるという考え方が出現していた。

第二種電気通信事業の考え方

我が国では、昭和四十六年の公衆電気通信法の改正により、電電公社はいわゆるデータ通信サービスを独占的に行うことになってくるのに対し、米国では、A T Tは、その分野に進出してはならないことになっていたのである。A T Tの業務範囲を定めるための米国の区分けの概念と、我が国において、これから民間に開放するために定める区分けの概念とは、自ずから異なるものである。

付加価値データ伝送業務法では、付加価値通信が米国の高度サービスとほぼ同じ概念であるのにかかわらず、なぜ米
国と同じ規制の仕方にならないかと責められ、説得力ある説明ができず、失敗したのであるが、電気通信事業法では、
何とかその失敗は繰り返したくなかった。

そこで考え出されたのが、電気通信設備を自ら設置してサービスを提供する者と、電気通信設備を設置せず他人から
借りて電気通信サービスを実施する者とに区別する考え方である。この区分けの方法は、データ通信課の中でも考えら
れていたが、高田調査官率いる法案チームでも、サービスの区分けの仕方のオプションとして提案したので、私は、即
座にこれに賛成した。

この区分けのおかげで、後述する米国との交渉の中でも、あるいは通産省との交渉においても、いろいろな誤解を生み
出す原因となり、苦労することにもなったが、とにかくVANというサービスが、電気通信として認められ、また、我
が国の電気通信事業法は、この区分けのため、世界的にも極めてユニークなものとなり、いまだに注目を浴びているの
である。そして、カナダ、韓国などがこの考え方を参考にした法制に移行した。

特別第二種電気通信事業と一般第二種電気通信事業との区分け

特別第二種電気通信事業と一般第二種電気通信事業との区別については、後にアメリカの強い反
対を受けた。付加価値データ伝送業務法案の作成の時から、特定の企業などを相手としているネッ
トワークと、誰でもを顧客としているネットワークとは、その性格が極めて異なることに着目して、

異なる規律が必要であると考えられていたのだが、どのようにして両者を区別するのか議論があった。

そもそもサービスの性格が違うのだから、その性格によって区別する他に方法がないではないと思われるが、それでは客観性がない。もっと分かりやすい指標はないのか、という批判、特に、田代審議官の批判は強かった。確かに分かり難いではないかといわれると、そのとおりである。かといって数字で決められるものでもない。何とか誰でもわかる区別をということ、擦った揉んだのあげく、現在の特定、不特定の性格に基づく区分けと、回線数という規模とが絡み合った複雑な制度となってしまう、なおさら分かり難くした。そして、特別第二種電気通信事業の範囲をめぐって、通産省や米国とも長く交渉しなければならぬ一因ともなった。

13 電気通信事業法案に対する通産省の反対

電気通信事業法案骨子の発表

電気通信事業法案の郵政省案の発表は、極めて遅れ、昭和五十九年二月九日に、やっと事業法案の骨子が発表された。いつになっても内容が明らかにならず、業を煮やした通産省は、郵政省がことさらに発表を遅らせていると、自民党にクレームを言いにいたりした。初めての事業法で、一から築き上げなければならないということもあり、また、膨大な内容があり、決してことさら発表を遅らせていたわけではないが、余り早くから議論の対象になるのは、反対者に塩を贈るだけだということ意識があったことは否定できない。

骨子の内容は、第一種電気通信事業と第二種電気通信事業の区別、第一種電気通信事業は許可事業で、外資規制三分の一未満、特別第二種電気通信事業は、許可制で外資規制は二分の一未満、一般第二種電気通信事業は、届出制というものであった。

第二種電気通信事業は、単なるユーザーか

発表後、当然、通産省から反対の狼煙のろしが上がった。第一に、「第二種電気通信事業は、事業ではなく、単なるユーザーにすぎないものを、事業者と強弁して、今まで自由にできた行為を許可、届出をさせようとするとてもない規制法である。」というものである。いうまでもなく、これは、大変な事実誤認であるが、通産省は善意に事実誤認をしたのではなく、公衆電気通信法を勉強させた担当者を配置し、事実を知り尽くしていながら、まさに強弁したともいえる。

通産省が、自民党の先生方に、「郵政省は、規制を強化しようとしているのですよ。」と歩くと、先生たちもそうかと思ひ、郵政省が「自由化しようとしているのですよ。」と、説明して歩くと、またそうかと思ひ、果たしてどちらが正しいものか分からないと苦情がでた。両省とも味方を増やそうと根回し作戦に出たが、数で決められるものではなかった。もちろん、通信部会の先生方と商工部会の先生方とが対立したのはいうまでもない。

外資規制反対

通産省は、さらに、このようなものに対して外資規制をしようものなら、日米貿易摩擦になるとんでもない案だと主張した。真に通商に責任を持つ行政庁であるならば、何故に、無知な郵政省に

密かに教えることをせずに、方々で貿易摩擦になると言い触らし、マスコミにも、「これでは日米貿易摩擦になる。」と、なる前から米国にこれ見よがしに宣伝するのか、理解し難いものであった。

外資規制をするためには、事業法による許可なり登録なりの事業規制が必要であるので、外資規制がなくなると、それだけ事業法の存在理由はなくなり、通産省に有利になる。そのような理由で、通産省が、手段を選ばない行為に出たとは思いたくない。ところが、通産省だけに話した内容について、数時間の後、米国の通商代表部のプレストビッツ氏から、反対であると、富田次長に、米國から電話があったり、プレストビッツ氏と郵政省会議室で交渉している最中に、同氏が通産省の担当課長に小声で電話したりして、まさに通米共同戦線を張っていた。そのことは、後ほど、同氏の回想録（“TRADING PLACES” BasicBook, Inc., Publisher, 1988）においても明らかにされてゐることである。

14 自民党における議論

自民党内での活発な議論が始まる

各省の提出する法案は、一般的には、各省と調整がほぼ終わった時点で、自民党の了解を得るというのが一般的な手続きであるが、電気通信事業法案については、各省調整をする前に、通産省から反対の狼煙が上がっていたので、極めて政治問題化し、自民党レベルでの議論がまず先行した。

通産省は、第二種電気通信事業に対する外資規制と許可・届出制の二点に絞って、これらの案に反対であると自民党を根回しした。まず、通産省サイドに足場のよい、当時、江崎真澄衆議院議員が委員長をしていた日米経済問題調査会で外資規制を問題にしてきた。さらに通産省出身の林衆議院議員を問題究明のための責任者としてレポートを作成させたりした。そのため、自民党でこれらの調査会や委員会が、毎日毎日開かれ、郵政省が責められるというような状態が続いた。

米國からの声

また、前述の米國商務省の特別顧問プレストビッツ氏を中心に、米國から外資規制に反対の声が日増しに大きくなってきた。産業界では、内心は外資規制に賛成であったが、声とはならず、唯一、情報通信振興協会が、幼稚産業保護の観点から、第二種電気通信事業について、当分の間、外資規制をするべきであるという意見を發表した。

外資規制に関する讓歩

こんな中で、郵政省は、第一種電気通信事業については、三分の一未滿、第二種電気通信事業については、規制なしと讓歩をした。私はあのような状態の中で、致し方ないことであつたと思うが、個人、企業、そして國家の情報の伝達を行う通信事業の安全保障が、貿易のインバランスというよ
うな一經濟局面の問題として、また、一省庁が、産業界に影響力をもつかどうかの理由でもって議論され、理解されなかつたことが残念でならない。郵政省はこの点についても少し主張すべきであつたといまだに思う。

通信部会での議論

さて、外資の問題が片付いたが、第二種電気通信事業を、事業とみず、単なるユーザーとする通産省の議論には、どうしても譲歩するわけにはいかないものである。

法案を審議すべき自民党の通信部会では、通産省サイドに立った議員が出席し反対論をぶち、一方郵政省サイドに立った議員は、賛成論をぶつということで、何度通信部会を開いても了承を得られない状態が続いた。特に、商工部会系統の四人の先生方の反対はすさまじく、多数が、部会長一任を了承しても、部会長席に駆けていき、反対と大声で机をたたくので、近藤部会長は、どうしても部会の結論を得ることができなかった。

部会長は、何度も、議員宿舎で深夜まで勉強をされ、我々の分かりにくい説明を、国会議員には、こういうように説明した方が分かりやすいと、ご自分なりの分かりやすい説明を考えていただいた。この点は私もとても勉強になった。また、ある時は、反対派の先生たちも、勉強したら理解するに違いないと、部会長自ら反対派の先生を集めて説明をしたりした。この誠意に、郵政省の若い課長補佐は感激したが、反対の先生たちは、それぞれ理由があって、これ程までも反対しているわけであるから、簡単に成功するようなものではなかった。

通産省のアンケート調査でも賛成

そんなある時、新聞に、通産省が行った電気通信事業案に関する企業のアンケートが掲載された。それは、過半数以上の企業が、外資規制や通信の秘密の確保のための規制に反対しているというものである。記事の結論に不審なところがあつたため、通産省に聞き合せたところ、たらい回しをされて、調査内容を得ることができなかった。

郵政省記者クラブの新聞記者に相談したところ、通産省記者クラブの同僚から入手できるだろうとのこと、発表資料に添付されていた原資料も入手できた。案の定、大多数が規制もやむを得ないという結果にもかかわらず、あたかも反対のような解釈をして発表しているものであつた。当然、お願いした記者は、義憤を感じ、そのことを記事にした。「通産省のアンケート調査でも郵政省案に賛成」という新聞記事はこうしてできたのであつた。

そのようなとき、商工部会が開かれた。通信部会、江崎調査会などが頻繁に開かれていたせいもあり、どうせ商工部会にいけば、通産省派の先生に責められるだけであるといったこともあつたかもしれないが、局長や次長は出席せず、私と課長補佐だけで出席した。通産省からは、志賀局長初め幹部が出席していた。そこで、「何故に郵政省は、このような規制強化をするのか。」と、責められた。規制強化ではないと、幾ら説明しても聞く耳を持ってくれない、なじるばかりだったので、

「通産省のアンケート調査でも郵政省案に、企業は賛成しているのですよ。」と、新聞切り抜きを見せて説明したところ、先生たちは通産省に対して、「どういうことか、話が違うではないか。」と、通産省に説明を求め、志賀局長が、しどろもどろになった。野田商工部会長は、そこで部会を打ち切った。

通信部会をパス

このことがあってから、自民党の空気はかなり変わってきた。

また、通信部会で強力に反対していた先生に対して、説明にいくことはもちろん、地元の特定期長に、陳情にいらしてもらうこともした。しかし、これはかえって筋違いのところから圧力を掛けると、先生を怒らすことになってしまふことが多かった。いろんな手を打ったが駄目であったある先生に、スポンサーになっている企業の社長に説得をお願いした。これは、特効薬的に効果があった。驚いた。このような努力の結果、何とか通信部会をパスすることができた。

通信部会をパスできたもう一つの大きな理由に、電気通信事業法案が、電電公社の民営化の法案とセットになっていたことも極めて重要であった。臨調行革路線が、最大の政治課題であったこのとき、法案を提出する期限はとっくに過ぎていたのである。これらの法案に反対しているのは、臨

調行革に反対しているとも、取られかねない、そのような雰囲気も漂ってきた。「いっしょ、千里でないとできないぞ。」と、いつも言っていた小山局長の言はまさにそのとおりであったのである。

15 各省折衝

各省折衝のイロハを教示

通信部会に法案を提出すると並行して、他省庁にも法案が投げられ、他省庁折衝のチームが編成され交渉が始まった。各省折衝は、各々が、知恵と、誠意と説得力をもって相手を納得させ、また妥協のための覚書を結ぶ。課長補佐レベルでは、もっとも知恵と才能を絞って自分独自に行動ができる楽しくおもしろい仕事である。私は、比較的各省折衝の機会に恵まれ、こうやって楽しむことができたので、初めての、不安に満ちた若い補佐諸君に、概ね次のような各省折衝のイロハを教示した。

誠意ではなく論理の世界である。

組合との交渉では、お互いに、究極のところでは、利害が一致し、また信頼関係にもあるので、理屈をこねるよりも、むしろ、いかに誠意を示すかということが重要である。しかし、各省折衝で

は、必ずしもこのことが通用しない。他省庁とは、極めて利害が対立し、あまり慈悲のない世界である。この利害の対立の調整を人間関係や誠意で調整するのではなく、設置法に基づく論理で調整するものである。そこを間違うと、お互いに言葉が通じない。

知ったかぶりをしない。即答しない。

省を代表して交渉しているという気概で、相手を何とか説得しようとするものだから、ついつい多弁になり、ボロを出してしまう。そしてそのボロを繕おうとするのでますます論理が破綻し、相手の信頼を裏切って話が見つかなくなる。途中でデッドロックになり、私が助け船にいったケースは、大体これであった。

ボールは相手に持たせる。

説明するまでもなく、宿題は早く回答し、こちらが責めを負わないようにすること。

期限をつける。

相手が、誠意ある態度を示さない場合は、ずるずるさせずに、「いついつまでに回答がない場合

は意見がないものとしませう。」と、はっきりと期限をつけて催促することを忘れてはならない。

相手の手続き的ミスを突け。こちらが手続き的ミスを犯したら即座に謝る。

相手の手続き的ミスは、徹底的に追及すること。手続き的ミスは、誰もが、言いわけができない明確なものであるから、相手の立場を弱くし、交渉を有利に導くように働くことが多い。しかしあまりこだわるとこじれさせる原因になるので程々にしなければならぬ。自分がミスをした場合は、ただただ謝るのが上策。

デッドロックになれば早く選手交代する。

交渉がデッドロックになってしまうケースは、たいてい、上記のことがうまくいっていないために起きているので、いつまでも同じ者が担当しては、話が進まない。人を変えて出直しを図ることが、解決策になる。選手交代を恥と思つてはならない。

16 自民党四役裁定

産業界の態度

このような状況の中で、情報通信関係団体が各々意志表示をした。これら団体の実力者たちに、私は何度も法案の説明をしていたので、この人たちには、個人的レベルでは理解を得ていたが、意見書の内容は、それぞれの団体の存立基盤により、概ね電気通信事業法案に賛成であるというものから、厳しく注文をつけるというものまでさまざまであった。

中立である経団連がどのような結論を出すか注目されたが、経団連では、情報通信の関係団体である、センター協、情報通信振興協会、ユーザー協、銀行協会などから意見を聞いた。

あるヒアリングが行われた前日、センター協会の幹部に、郵政省にきてもらい、法案の内容の説明と、今この法案を提出しないとまた自由化が遅れることを説明したところ、「自分たちはこの法案でよいと考えているが、通産省から反対しろと言われるので、明日のヒアリングでは反対する。」と、辛そうに話されたこともあった。

そんな中で、情報通信振興協会の河野理事の説明や意見は経験が長いことと、何にもまして、「かつて自分は郵政省に行政訴訟を起こした人間だが、今回の案はこれでよいと思っている。」という迫力のあるものであった。この河野理事の発言は、自民党における度重なる業界団体からのヒアリングにおいても、各団体が、通産省に遠慮しいしい歯切れの悪い意見を述べる中で、極めて心強いものであった。

情報通信振興協会は、諸団体が、本当は賛成でありながら、意見を表すのを躊躇した外資規制問題に対して、勇気ある賛成の意見書を提出した唯一の団体であった。設立の時、我々には憲法で定められた表現の自由があると、志場会長がその立場を明らかにされたが、その通りの行動をしたのであった。

経団連は、これらのヒアリングや、独自に行った調査の結果、郵政省案に賛成の立場を取った。この経団連の賛成が世の中の動向を決めるのに極めて大きく働いたといえる。こうして、専門家の中では、郵政省提出の電気通信事業法案に賛成であるというコンセンサスのものがほぼ生まれた。ところが、この時期になって、今度は、全然関係のない事業者団体、例えば、紙とか石油とか、いまままで何の資料の要求もなかった業界団体から突如、電気通信事業法案に反対であるとの、同じ内容の意見書が、一日数通も郵政省に送られてくるようになった。明らかに通産省に指導されて提

出しているものであるが、それぞれ産業界を代表する団体なので全く無視することもできず、対抗上、郵政省傘下の、ありとあらゆる団体に、賛成の意見書を提出してもらった。なんともバカげた話であるが、そのときは、世の中、皆が大騒ぎしていたのである。

自民党でのヒアリング

通信部会で、電気通信事業法案が一応了承されても、商工部会では、これに反対であるので、政審審議会の了承は得られない。政調会長は、藤尾正行氏、会長代理は三塚博氏であった。

政調会では正副会長により、学識経験者からヒアリングを行うことになった。各所で行われた意見陳述の中でも、このヒアリングが、天下分け目の天王山と考えられた。経団連にも意見を述べるように要請があったが、その前日、経団連事務局に対して経団連加入の諸団体から、郵政省案に反対しろと激しく圧力が掛けられたとのことである。

ヒアリング当日の朝、産業界を代表しているものと思えるある専門家が、「昨夜、会社の最高幹部からどうしても反対しろと言われ、個人的には賛成であるが、私の立場もあるので反対します。」と、郵政省に連絡してきたこともあった。その最高幹部には、郵政省の審議会の委員をお願いしていたので、通産省の影響力の強さに今さらながら驚いた。

ヒアリングの結果は七分三分で郵政省有利でなかったかと思われるが、決定打とはならなかった。

橋本行財政調査会長の意見

そんな時、橋本行財政調査会会長が、行財政調査会で通産省の主張はおかしいと批判した。論理は、極めて明確で、「今回の、第一種電気通信事業は、中小企業VAN制度を、中小企業に限らず、かつ通信の範囲も拡大したものである。中小企業VAN制度は、二年前、郵政大臣に届出をするということで、郵政通産の争いは決着している。第二種電気通信事業は、二年前の中小企業VAN制度の実施の時に既に片づいている問題であるのに、通産省が再度持ち出すのはけしからん。」というものであった。橋本会長は、このことを、行財政調査会で言うとともに、政調でも意見を言い、その後、ヒマラヤに旅行へ行ってしまった。もう少し方々で発言してくれたらよいのにと、ヒマラヤいきが残念であった。

自民党政策審議会での議論

連日、政調で、通産省、郵政省両省の局長が、意見を戦わすことが続いた。ちょうどそのころ、倉成衆議院議員が、「内海君、国会でも、党でも、夜でもないのに朝から、パンパンといっている

よ。誰も、VANが分からずに。」と冗談を言われたのが、あのまじめな先生であったので印象的であった。

ここでの議論は、最初は、第二種電気通信事業が、事業なのか、それとも単なるユーザーなのかという点であったが、次に、通産省が言い出したことは、「事業規制は困るが、業務規制ならしかたない。」という、まるで禅問答の話であった。

通信という行為を規律することは、郵政省の権限として従来から明らかであるが、通信事業を規律することは、認められないという通産省の主張である。今となっては、同じようなものであるが、当時は、このことにより、郵政省が通信事業という産業を管轄し、その発展振興を行えるかどうかという意味が含まれていた。少なくとも通産省はそう考えていたからこそこだわったのである。

この点については、小山局長もだいぶ頑張ってくれたが、政調会で、志賀局長と何日間も、同じことを議論し、疲れ果てて帰ってきて、「全体の状況を考えるともうこれ以上は頑張れない。」と言い出した時があった。私が、「このことは極めて大事なので、何とか頑張って欲しい。」と、何度もお願ひすると、局長は、怒りだし、「じゃ何を言えはいいのだ。ちゃんと示せ。」と言われたので、有村調査官、それに品川業務課長、金沢企画官と私が、徹夜をしてペーパーをつくり局長に渡した。中身は何も新しい理論も論点もなかったのだが、局長は、小言も言わず、そのとおりの議論してくれ

た。よくこれだけ疲れ果てた局長を突き上げたものだ、今は恥ずかしい。また、担当でもないのに、将来大事なポイントになるところだと、品川、金沢両氏は、徹夜を厭わず助けてくれた。

郵政省と共産党なら規制をしてもよい

この直前に、前述の「通産省のアンケート調査でも賛成」という新聞記事が出て通産省の形勢はやや傾いたのであるが、まだまだ、郵政省が完全に優勢ともいえない状況であった。そんな時、「産業発展のためには規制をしてはならない、自由だ、自由だ。」と言っていた通産省が、「郵政省と共産党なら規制をしてもよい。」と、とうとう言い出した。これは、通産省にとっては死んでも言えない言葉であるが、さすがの通産省も、苦しくなり、ついつい本音を言ったのである。

「なんだ単なる縄張り争いではないか。」と、先生方に言われたのは、もちろんであるが、だからといって、通産省を応援する先生方が少なくなったという程でもなかった。もうこの時は、中身が何であれ、両方の顔を、いや、むしろ通産省の顔を、どのようにして立てるかということになってきていたのではないかと思われる。

党四役裁定

このような状態の中で、結局、党三役の調整になることが、二年前のデータ伝送業務法の経緯からも予想された。小山局長は、党幹部にいろいろ働きかけをしていた。

いよいよ、金丸幹事長から、党四役調整だということで、「特別第二種電気通信事業は、限りなく許可に近い届出、一般第二種電気通信事業は、自由に近い届出」と、局長に口頭で言い渡された。局長から、「許可に近い届出とは何だ。」と聞かれ、私は、「それは、登録ではないか。」と答えた。登録であれば、初期の目的は果たせるし、郵政省にとっては、まあまあのかいりだ、皆で思っていたところ、通産省の猛烈な反対があったのか、こんな曖昧なことでは困ると、法制局次長も呼ばれ再度調整が始まった。

この党裁定の過程では、役人は、院内の政調会長室の周辺で呉越同舟で待機をしているだけであった。もっぱら近藤部会長、野田商工部会長、それに政調の担当副会長であった左藤恵衆議院議員及び内閣法制局次長等の間で話合いが行われた模様である。

この話合いの内容は分からないが、近藤部会長も元大蔵省、野田部会長も大蔵省出身、左藤副会長は郵政省出身というわけで、各々法案の内容、両省のおかれた立場、利害関係を熟知しており、それぞれの省の利益を代表して調整が行われたものと推察する。特に、党のレベルでも、また両省

間でもこの時期には遡上にながっていなかった、前年末、調整が難航した財投の所管の問題が、急に裁定に出てきたことは、そのことを如実に表している。

午後六時頃、「特別第二種は、登録、一般第二種は、届出、第二種電気通信事業に関する省令の通産省との協議」を内容とする裁定が出された。通産省との協議など不要と思われるものが含まれてはいたが、第二種電気通信事業の郵政省所管が認められたのであった。それまで、苦勞して構築してきた世の中のコンセンサスに従った内容であると思われる。

午後八時頃、省に帰った郵政省幹部が、一息いれ、「橋本裁定がでた二年前のようにならなければよいのだが。」と、課長補佐に話していた矢先、この内容にも反対だと、真夜中に、通産省幹部が、法制局に押し掛けていき、郵政省も慌てて出かけるという場面があった。それにしても、つくづく、通産省の粘り腰には頭が下がる思いである。

裁定内容

最終裁定の内容は次のようなものであった。

- 1 オンライン情報処理については、本法（電気通信事業法）の制定及び設置法（郵政省設置法）の改正により従来の両省（郵政、通産）間の取扱いを変更するものではない。

V AN関係の五十九年度財投計画三〇億円は両省の共管とする。

II 電気通信事業法第九十三条については以下のことを政令で定める。

1 郵政省令（政令で定めるものに限る。）

技術基準、管理運用規定、端末機器の技術基準、自営設備の技術基準及び技術基準適合認定の方法について郵政省令で定めるときは、予め通産大臣と協議する。

2 命令その他の処分（政令で定めるものに限る。）

外国との協定の認可、特別第二種の登録拒否、業務改善命令、技術基準適合命令につき郵政大臣は予め通産大臣と協議する。

3 届出（政令で定めるものに限る。）

一般第二種の届出、契約約款の届出、特別第二種の登録申請につき、郵政大臣は届出等受理後遅滞なく通産大臣に通知する。

この裁定に沿った内容で電気通信事業法案が作成し直され、各省に再度調整がかけられた。

この法案を掛けた事務次官会議は、通産省次官の反対発言で一度でパスできず、同じ日に、一つの法案のために、二度も事務次官会議が開かれるというおまけもあった。

17 国会審議

逓信委員会以外の委員会での質疑

自民党でこのように議論が行われている最中に、国会が開催されていたので、逓信委員会以外の委員会でも、時々、質問が出ることもあり、私は、何回か答弁にたった。他の委員会では郵政省の人でもないので心細い限りである。特に、商工委員会では、まさしく敵地へ乗り込んだ感じであった。小此木通産大臣と私に質問が出て、質問をした野党の先生が、「郵政省の課長の言うことの方が、正しいと思う。」と言ってくれたときは嬉しかったが、郵政省の人は、誰もきていなくて、残念であった。

逓信委員会の模様

電気通信事業法案が、国会に提出されてからの国会審議は、比較的順調であった。もっぱら国会での議論は電信電話株式会社法に關してであり、国会対策は、五十嵐監理課長が極めて機敏な行動

をとり辣腕を振るつた。全電通労組と野党の動き、会社法案に対する議院修正など後世に語り継がなければならぬことが多いが、ここでは省略する。

電気通信事業法案に関する議論の中心は、外資規制をしなくて大丈夫か、というものがほとんどであった。答える側は、本当は、外資規制する方がよいと思っているのであるから、齒がゆい限りである。特に技術に明るい議員からの質問で、「日本は本当に大丈夫か？」と聞かれ、小山局長も、「おい、大丈夫なのか。」と、自信なさそうになったことがあったが、不遜にも、「局長、答弁は自信が第一です。」と、励ました。そして、余りに局長が自信ありげに答弁したので、この時は、質問者もたじたじとなった。

切分け政令の付帯決議

特筆しておきたいことは、参議院通信委員会における付帯決議である。第一〇二国会が閉会となり、電気通信改革三法が、参議院で継続審議となった。そのため、十二月に電電三法のための臨時国会が開催された。この間、電波監理局と電気通信政策局は、通信政策局、電気通信局及び放送行政局の三局体制となり、小山局長は、事務次官に就任され、沢田官房長が電気通信局長となられた。臨時国会の審議も大詰めにになり、付帯決議に何を入れるべきかということが話題になったとき、

沢田局長が、特別第二種電気通信事業と一般第二種電気通信事業とを切り分ける政令、いわゆる特
二政令に関して、政令制定の過程で当然問題になるのであるから、はっきりさせてもらえと言われ
た。

付帯決議は、国会からの政府に対する大きな政策的な注文や運用に当たっての心構え等が取り上
げられるものである。法律が政令に委任した事項、すなわち国会が政府に委任したことに對して、
付帯決議により、細かく規定することは本来筋が違ふことであるから、付帯決議で決めてもらうこ
とは、思いもよらなかつた。また、このことで国会を利用するようなもので、何となく気分のよい
ものではなかつたので、「そんなものが付帯決議になるはずがないのでは？」と局長に言つと、「ダ
メでもともと」と、取り合なかつた。

密かに、ある議員に付帯決議案、すなわち、「特別第二種電気通信事業は、一一二〇〇ビット、
五〇〇回線以上のネットワークを持つ事業とすること」という内容が含まれた案を手渡した。国会
審議の中でも特別第二種電気通信事業と一般第二種電気通信事業との切分けについてよく質問があ
り、それに対して、「例えば、一一二〇〇ビット、五〇〇回線を考へている。」と答へていた経緯も
これあり、すんなりと、議論することもなくこの付帯決議ができたのである。当初より、で
きるだけ小さくすべきであると問題にしてきた通産省は、さぞかし驚いたことであつたと思われる。

付帯決議がどのような過程ででき上がるか知り尽くしていた沢田局長であったからこそ、このようなことができたのだと、ほとほと感服した次第である。

18 電気通信振興機構構想

浜田調査官の熱意

無事国会を通過した電気通信改革三法を施行するために、電電公社の民営化の大きな作業が待ち受けていた。これは、五十嵐監理課長と浜田調査官が当たった。設立委員会の設置、株式発行のやり方、新社長の決定等、極めて政治的な大きな問題がいっぱいあり、この間の事情は、いずれこれらに携わった人たちが明らかにしてくれるものと思う。この間で特筆しなければならないことは、電気通信振興機構案の経緯である。

日本電信電話株式会社法と電気通信事業法の制定に向けて郵政省が全勢力を傾けていたとき、特に浜田調査官が、民営化した会社の株式は誰に帰属するのかを問題にした。電電公社の膨大な資産は、加入者の拠出した加入料金と、使用料から成立しており、国家から提供されたものは、昭和二十五年の設立当初の譲り受け資産一八二億円にすぎないといえる。この当初の資産さえ一般会計からの譲り受けではなく、独立した電信電話事業の特別会計からのものであり、ほとんどすべて、

同じように、電話加入者から提供されたものである。このような経緯で成立している会社の株式を、国家がすべて保有してしまうのはおかしいのではないか。本来、電話加入者に帰属するものである。もし、電話加入者に帰属させることが手続き的に困難なことがあるのであれば、少なくともこの資金は、電話加入者の利益のために使われるべきではないかという主張である。

電気通信振興機構案

浜田調査官は、日本電信電話株式会社法の準備の時から、このことを声を大きくして熱心に主張していたが、当時は、とてもこの主張が取り上げられる余裕がなく、民営化と事業法作成に全力が注がれていた。法律が国会に上程された後に、交代された沢田局長は、このことを取り上げ、羽田衆議院議員を委員長とする勉強会をつくり、国会議員を巻き込んで、この問題に取り組んだ。

ここで出てきた案が、電気通信振興機構案で、日本電信電話株式会社の株式の半分をこの機構が保有し、その売却益や配当で、基礎技術の開発、人材の育成、新規電気通信事業者の育成等、さまざまな電気通信振興のための施策を行うというものである。そして、昭和六十年度の予算要求の最重要項目として打ち出された。そこまで持っていくために、五十嵐課長と浜田調査官とが活躍した。

自動翻訳電話の開発

このような中で、NTTの民営化に伴い、電気通信の基礎技術研究を担う組織がなくなるので、この資金を使って国立の電気通信基礎技術研究所を設立しようと政財界にも説いて回ったりした。特に、私は、電気通信の究極は自動翻訳電話だと思ひ、二一世紀への遺産として、この開発をすべきと、京大の長尾先生に研究会の開催をお願いしたり、奥田郵政大臣に、カンヌの国際会議で世界中に共同開発を呼びかけてもらったりした。国内では、日電の小林会長が熱心であった。

後に、政策課長時代に、奥山局長の下で、再び電気通信基礎技術研究所の設立の仕事に携わり、自動翻訳電話研究所を設立することができた。

政府与党連絡会での結論

電電公社の民営化を、財政再建の目玉にしようとする大蔵省の反対や、産業振興は通産省であつて、郵政省は電気通信の規律だけをしておればよいとする通産省の反対と、電気通信振興構案について理解を得ることは困難を極めた。手分けして、方々に説得、説明をして歩いたが、その案が余りにも壮大、かつ電気通信だけに資金を使用するというものであったため、「赤字の国鉄は一般会計で面倒を見なければならぬのに、電電公社だけを、電気通信で独り占めをすることはできな

いのではないか。」と、産業界も必ずしも賛成に回らなかった。

しかし、十二月二十四日に開かれた政府与党連絡会で、通産省が要求していた産業技術センター案とドッキングして、通産省と共管の認可法人で、政府保有株式の配当益を、電気通信の振興と産業技術の振興のために使えることに合意がなつた。

急きよ担当になる

その合意を受け急きよ、沢田局長から、私が、具体案づくりに取りかかるよう命令され、担当することになった。それまで、五十嵐課長と浜田調査官が担当していたので、まさに青天のへきれきであった。局長に連れられ、大蔵省の関係部に、これから担当するので宜しくと、挨拶にいったが、局長が駆け足気味で歩くのに対して、重たい足を引きずりながら、しぶしぶついていった。

大蔵省に要求書を提出すべく作業に取りかかったが、与えられたものは、政府与党連絡会議の裁定書、すなわち、「産業技術の開発と電気通信の発達のために認可法人を設立する。そのためのスクラップは通産省が提出する。資金は産業投資会計から支出する。」というものだけである。さっそく局内の課長補佐たちを集め、産業投資会計とはいかなるものか、認可法人の設立はいかなる方法で行うのか調べることにした。認可法人の設立については、過去に通信放送衛星機構の設立に携

わった者もおり、何とか予想がついたが、産業投資会計については、何の知識もなかった。補佐たちは、まず、土曜日で閉じていた役所の図書室を開けることから始まったのであった。

大蔵省から示された内容

大蔵省の理財局の方でも、「今まで主計局が担当していたのが、急ぎよ、理財局になったので戸惑っている。」とは、口で言ったが、通産省が要求していた産業技術センターについては、既に詳細検討がなされていた。理財局の理解では、そのセンターに郵政省も参加することになったということだけであって、「通産省とよく調整してください。」と、落ち着いたものであった。これが決定内容の大筋であったのである。

資金一課の大武補佐や、滝川補佐の話を知ると、通産省の産業技術センター構想は、民間が行う基礎的な産業技術の開発について、無利子で融資し、技術開発が成功したら利子を返すという無利子融資制度と、もっとリスクの高い開発については、技術開発会社を政府資金をいれて設立するという出資制度の二つのスキームの事業を行う認可法人であった。

大蔵省での話を総合すると、政府与党の裁定の意味するところは、このセンターの業務に、単に、電気通信技術に関することを加えるということであった。そして、通産省は、来年度の事業として、

具体的プロジェクト案が既にでき上がっている、郵政省も同様プロジェクト案を提出して、それを大蔵省が査定することであった。

プロジェクト案づくり

急にこのようなスキームをいわれても、郵政省では何の用意もしておらず、これは大変なことになつたと、急ぎ役所へ帰り、省を挙げてプロジェクトの用意をすることにしてその体制をとつた。電気通信三局、各課とも、とても協力的で、皆徹夜をして、二日のうちに、それなりのプロジェクト案をつくってくれた。

大蔵省との交渉

一方大蔵省には、余りにも、電気通信振興機構構想とかけ離れているので、技術開発だけではなく、人材育成や、電気通信振興の施策がこのセンターでできるよう交渉した。しかし、産業投資会計の性格からそのような金は出せないと、大蔵省の壁は厚く、困難を極めた。産業投資会計は、産業社会の基盤となるもののみ資金を出せるものである。事業の育成や技術者の養成などは、対象とならない。産業社会全般の基盤になるような基礎技術の開発ならば、産業投資会計の資金の対象

になり得るといふのが大蔵省の考えであった。

すでに大蔵内示の時期を過ぎて、局長折衝や次官折衝が進められていく時期であったので、こんな短期間にとても詰められる話ではなかったのだが、寺村資金第一課長に、一日に何度もおじゃましていろいろ話を聞いて頂き、やっと、テレトピア構想に対しては、資金が出せる道が見ついた。

その理屈は、電気通信は産業社会の基盤である。ODAでもインフラ四省庁として郵政省は扱われている。その社会基盤整備をする事業であるテレトピア事業に産業投資会計から資金を出すというものであった。今になって考えると、当時、通産省と郵政省とを公平平等に見ておられた、寺村課長にとって、テレトピアは、通産省のニューメディアアンティ構想と、バランスをとることができたので、つけることができたのではないかと思われる。

通産省との交渉

すでにでき上がっている産業技術センター構想に郵政省が、乗り込んできたととらえる通産省は、大蔵省の指示にもかかわらず、一切郵政省と調整をしようとしなかった。共管法人となるのであるから、郵政省案と調整をしようと申し入れると、担当課長は三人いると、産業資金課長、電子政策課長、それに工業技術院の担当課長が一緒に出てきて、「へー、認可法人は、民間の発意でできる

のであるから、いったい何を役所が調整するのですか。」と、とぼけて、取り付く島のない有り様で、調整のやりようがなかった。

一人、大蔵省の寺村課長が、真に、公平に両省の間を取り持ち調整してくれた。大蔵省の役人にはこんな人がおられるのかと、ただただ頭が下がるのみであった。寺村課長は、いろいろなことに細心の注意を払い両省が平等に取り扱われるようにしてくれた。

大臣折衝は、両省の共管法人であるので、両大臣が同時に行い、折衝後の記者会見についても共同で行うことになった。そのとき、通産省が、手前勝手なことを言っては困ると、寺村課長は自ら筆をとって、両大臣が発言する内容を書いて両省に提示された。ところが、会見の席上、通産大臣がこの法人は通産省の専管であると発言し、左藤郵政大臣がその場で慌てて両省の共管であると否定した経緯がある。

基盤技術促進センターの名称のいわれ

法人の名称についても当然のことながら両省で話がつかなかった。通産省は、当初案の、産業技術センターの名称を変えることについて、頑として聞く耳を持たず、郵政省は、対抗上、電気通信基盤の振興を図るためのセンターであるから、電気通信基盤促進センターでどうかと提案した。

十二月二十四日の裁定をまとめた橋本自民党行財政調査会長が、両省の中をとって基盤技術促進センターと裁定を下した。そんなわけで、現在の基盤技術研究促進センターの基盤は、電気通信基盤の基盤、すなわちインフラを意味するのであって、基礎技術の意味を表すものではないのが本当である。

担当を通信政策局に移管

十二月二十四日から大臣折衝の三十日までのたった五日間でいろいろなことが決まった。決まったというよりも、むしろ、通産省の当初案に郵政省の電気通信振興という側面が組み入れられていたというべきであるかもしれない。その間、私はほとんど寝る時間がなく、とうとう体力の限界に達し、倒れてしまった。年明けにはセンター設立のための法案の作成やそのための通産省との交渉等山積みである。さらに本来の仕事である、電気通信事業法の実施のための政省令の策定を行わなければならない。このための日米摩擦や、通産省との一戦が待ち受けている。データ通信課では、これらを同時に対処することはとても無理であり、内容からして、新設の通信政策局が担当すべきであると考えたので、金光事業部長にそのことを進言した。

結局、データ通信課で担当した課長補佐を通信政策局の江川通信政策課長のもとに移し、強力な

チームを編成して通信政策局で担当してくれることになり、正月二日に事務の引継ぎが行われた。奥山局長もその日出勤された。突然降ってきた仕事ではあったが、途中で投げ出したことに後味の悪い思いをしながら、五日間の徹夜で憔悴しきった私は、とうとう正月四日まで床を離れることができなかった。

19 電気通信事業法施行政省令の制定

問題になった政省令

政省令は、本来、技術的なものであり、この作成で大きく問題になることは少ない。しかし、電気通信という、もともと技術的なものを取り扱う電気通信事業法は、政省令に委任されている事項が多く、米国及び通産省との間で多くのことが問題化した。その一は、二種電気通信事業に関するもの。その二は、端末認定制度。その三は、技術基準であった。そのうち、私が関与した第二種電気通信事業関係のことについて、具体的にどのようなことがあったか述べることにする。

特別第二種と一般第二種の切分け政令

特別第二種電気通信事業は、政令で定める規模以上の不特定多数を相手とする事業であるので、通産省は、この政令で定める規模をできるだけ大きくすることにより、特別第二種電気通信事業の範囲を狭くして、登録をしなければならない事業を少なくして、郵政省の関与する範囲を狭くしよ

うとした。政令は、政府部内の意見が一致しなければ制定できないから、当然通産省との調整が必要になってくる。また、登録届出の手続きを定める郵政省令は、通産省といわゆる法定協議をすることに定められていたので、これも通産省の了解なしにはできない。

一方、米國は、MOSS協議の中で、特別第二種電気通信事業と一般第二種電気通信事業との區別をなくし、すべてを一般第二種電気通信事業として、届出だけで事業をできるようにすべきであると、要求してきた。この結果、米國と通産省の両者を相手に交渉をしなければならないことになった。当然、通産省と米國は、利害が全く一致し、互いに連絡し合い、同じような要求をしてきたので、これほどきつい交渉はなかった。

米國の関心事

法律案の作成の過程で米國が関心を示し、さらに郵政省案の変更を要求してきたことは前述の通りであるが、その基本点は、外資規制に対するものであり、常識的に考えても、米國の要求も、米國の立場にたてば、もっともなことであるといえる。

電気通信事業法案が国会に提出されてから、米國はその法案の中身を検討した結果、多くのことが政令や省令に委任されており、政省令の内容の如何では、米國企業の活動が大きく規制されると考えた。そのため、在日米國大使館をは

じめ、米國政府の何人かの人、何度か、政省令の内容を尋ねてきた。その都度、その中身までできているわけではないので答えられなかったせいもあるが、「まだ何もできていない。」と、極めて不親切に応答したので、米國の不信感を募らせてしまった。日本の法律は、米國の法律のように細かく規定されていないから、電気通信事業法を見ても何のことかさっぱり分からないであろう。もう少し、親身になって対応していたならば、電気通信事業法をめぐる日米電気通信摩擦は、また異なった様相を呈していたかもしれない。

そのような過程の中で、日米貿易摩擦を解消するためMOSS協議が行われることになり、電気通信もこの対象になったので、政省令に関する米國との交渉はMOSSの対象事項となった。

米國の主張

米國は、他の産業分野のこれまでの日本政府の扱いがそうであったのと同じく（実は、米國が勝手に考えている部分が多いのであるが）、郵政省は、政省令でもって、恣意的に、外国企業に差別的取扱いをしようとしていると考えたようである。もともと、わが國は、当初、外資規制をしようとしていたのだから、そのように考えるのは当然のことである。

米國は、「第一種電気通信事業について規制をかけることは仕方がない、これは米國でも同じである。しかし、第二種電気通信事業は、米國のいわゆる高度通信サービスと同じものだから、これが、届出や登録をしないと事業開始ができないのは、米國企業にやらせないようにしようとする姑息な制度である。」として、第二種電気通信事業制度に反対をした。特に、特別第二種電気通信事業の制度の廃止を強く主張した。

米国の交渉

このような米国の立場が分かったので、交渉は、まず、米国に対して、電気通信事業法は成立したのであるから、特別第二種電気通信事業と一般第二種電気通信事業の区別をなくすることは不可能であることを説明説得した。

さらに、特別第二種電気通信事業は、事業者自らが自分で選んで特別第二種電気通信事業者となるのである、ということを理解させるのに力を注いだ。それは、「特別第二種電気通信事業は、不特定多数にサービスをするものであって、大規模であるから特別第二種電気通信事業になるのではない。不特定多数かどうかは、事業者の経営姿勢である。自らが不特定多数をユーザーとしてサービスを提供するか、それとも、特定のものを相手としてサービスを提供するかどちらを選ぶかという問題である。たとえI B Mであろうが、特別第二種電気通信事業になる必要はなく、一般第二種電気通信事業となりえるのである。ご心配なく。」というのが説得の大筋であった。

このような交渉過程から、次に、それでは、不特定多数かどうかが恣意的に決められるのではなく、客観的に決められるようにすべきであるということで、細かい運用通達を作成することになった。また届出についても、恣意的に届出を受理しないというようなケースが起きないように、自動的に、速やかに届出の受理が行われるための細かい手続きを、米国との間で相談して決めた。これらの結果、米国を一応納得させることができたのである。

コミュニケーションを図る苦勞

米国との交渉で苦勞したことは、米国といかにコミュニケーションを図るかということであった。

米国の制度、すなわち、高度通信と基本通信とを切り分けて規制を行うやり方に対して、我が方は、第一種電気通信事業と第二種電気通信事業との切分けであるから、それぞれ個別の電気通信サービスに対して、米国と全く同じ規制の仕方になるはずがないのである。第二種電気通信事業は、もっと広い電話もできる事業であるから、米国の高度通信サービスと同じように考えないでくれと、何度も説明をしたものである。

このことを理解させなければならないのであるが、その前に、そもそも、電気通信事業という概念が通じないという問題があった。「他人の通信の媒介」という電気通信事業法の基本概念がどうしても通じない。日本側と米国側とで同じ言葉を使用しても、それぞれの定義が微妙に異なるので、通訳を介しても何等解消ができない問題である。これは時間をかけ、じっくりと理解させる以外に手はないと考えた。

そのため交渉相手となった、ベヤード氏には、交渉団が帰った後も特に一人日本に残ってもらって、差し向かいで何時間も説明し合った。また家に招いて、家族との付き合いもしてもらった。そのおかげで途中から彼は、日本の考え方を理解し、プレストビッツ、その他の急先鋒の人たちに、説得をしてくれたことが何度もあった。

通産省との調整

通産省は、特別第二種電気通信事業の範囲をできるだけ狭くし、事実上特別第二種電気通信事業が有り得ないようにする戦法をとってきた。一二〇〇ビット五〇〇回線という単位がいかに小さいものであって、これではすべてが、特別第二種電気通信事業になってしまうと議員会館を説明して歩いた。しかしこれには無理があった。なぜならば、この一二〇〇ビット五〇〇回線は、本当は、実際、かなり大きいものであるからである。したがって、こちらは、これは、極めて大きいものであると説明して回らなければならないことになった。

しかし、この大きいとか小さいとかいう議論は、専門家以外の者にとっては、どうにも分かりにくいものであって、全体の雰囲気は、「また、郵政省と通産省が争っている、いい加減にしろ。」と、いう感じであった。そこで、「通産省は、国会の付帯決議をないがしろにしている。」と付帯決議の話をすると、これは、とても効果があった。この、「通産省は国会を無視しようとしている。」との一言で、このことに関する通産省との一戦は、一応終わったも同然になった。しかし、同じ立場をとる米国が、後に、いわば、通産省の代理戦争のような形になって、特別第二種を廃止すべしと通産省以上に主張したのであった。

「の」の字の争い

次に問題になったことは、電気通信事業法第九十三条の第二種電気通信事業に係る行政処分に関する関係行政機関との協議に関する政令であった。通産省大臣との協議事項は、すべて、党四役裁定の時に定められていたので問題にならなかった。ところが、その規定の仕方であった。「郵政大臣は、——略——通商産業大臣その他の関係行政機関の長と協議する。」と、いうのが郵政省案であったが、通産省は、「通商産業大臣その他の関係行政機関の長」は、ダメで、「通商産業大臣その他関係行政機関の長」でなければならぬと強く主張したのであった。

この、「その他の」と「その他」の違いは、前者が、通産省を他の行政機関と同格にしているのに対し、後者は、やや別格にしている違いがある。通産省は、この点に強く執着し、とうとう内閣審議室の調整という段階まで進んでいった。このことに関して、両省とも、さすがに、国会議員に訴えることは、はばかられたのである。

沢田局長は、最後まで頑張り、このことで、二日間ほど徹夜をすることになった。局長と通産省の機械情報産業局長の部屋へいき、郵政省案の政令案を了解しよう求めたのだが、沢田局長は、通産省が了解するまで帰らないと居座ってしまった。朝方になって、とうとう、通産省の担当課長が、トイレにたった私にどうする気だと聞くので、打開案を提示し、「これで通産省内をまとめる。」と、言う、「分かった。まとめられると思う。」ということになった。話がつく見込みができたので、局長に、トイレに誘い、話がつきそうなので帰っていただいてもよいと合図をした。沢田局長の粘り腰には本当に関心させられたエピソードの一つである。同時に、通産省では、案外課長クラスが力を持っていることに感心した。

時間切れで次官会議が流れる

事務次官会議に掛けるその朝、通産省との調整が終わった。その他の省庁は、通産省との調整を見守っていたので、通産省との調整が終わったとたんに、調整が一気に進んだ。ほんの三時間の間に、一〇省庁余りと交渉をしたので、大変な興奮状態になった。ところが、その中で、大蔵省だけが時間切れとなってしまった。単に、時間が足らなかったのであった。その結果、三月二十五日の事務次官会議は流れてしまった。

外務省が米国の了承を得るべきと主張

大蔵省の了解も得て、次の次官会議（三月二十八日）に掛けようとしたら、今度は、外務省が、米国の了解を取り付けるべきであると言いつ出した。さんざん米国と交渉した我々にとって、米国の考えは分かっていたし、もうこれ以上米国と調整する必要はないと考えていた。また、政省令ができましたのでこれでよいですかと、米国に、お伺いをたてるなどということは思いもよらなかった。外務省は、「まだ時間的余裕がある、米国の了解をとらない限り政令の事務次官会議を開くわけにはいかない。」と言いつ出した。外務省がこのように言いつ出したことに、なにか理由があったのか、分からない。急ぎよ、小山事務次官、田代審議官それに私がワシントンに飛んだ。確か三月二十七

日であったと思う。

ちょうどそのときワシントンでは、自動車の輸入問題や、農産物の問題など日米間で多くの経済摩擦問題があり、険悪な空気に包まれていた。事務次官とワシントンにしてみると、政省令問題で、三つのことが問題にされた。その一は、特別第二種電気通信事業を廃止しろということ、その二は、技術基準でプロトコルが問題であるとのこと、その三は、機器認定で外国企業代表を参加させるべきであるということ、その他、主任技術者試験制度等の問題を提示してきた。

特別第二種電気通信事業は、すでに、東京での交渉の結果、登録、届出の詳細な手続きまで合意しているのであるから、ベアードと私との間では、今更、何を言っているのだということであった。しかし、オルマー次官は強く主張し、プレストビッツもそれに同調した。そこで、もっぱら、オルマーと小山次官のハイレベルでの交渉となった。

効をそうした小山次官の演説

このことについて、米国政府を説得するのに決定的となったのは、国務次官や、安全保障会議の幹部との夕食会における小山次官の演説であった。「電気通信改革は、中曽根政権が行っている行政改革の象徴的な事業の一つである。それを実施するための、電気通信事業法は、前国会で成立し

たばかりである。特別第二種電気通信事業を廃止するためには、電気通信事業法の改正をしなければならぬ。成立させたばかりの法律が欠陥法であったということになり、中曾根政権はあやしくなってしまう。そうなると、レーガン、中曾根の関係もどうなるか分らない。」という内容のものであった。この話は、素人には極めて分かりやすいものであった。小山次官は、初めから終わりまで、ほとんど夕食をとることなく、ぶってぶちまくったのであった。通訳も、説得力のある英語で通訳した。

初めは、何を大きな口をきいているのだろうと、気恥ずかしく思いながら聞いていたが、米国人には実に説得力ある話となり、大成功であった。その席で、オルマーが、「特別第二種電気通信事業の登録が問題だ。」と言い出したが、他の者から余り相手にされず、とてもマイナーなことになってしまった。このように、物事を、ひとつもふたつも大きくとらえるということは、よく小山次官と同行したとき教わったが、事態を打開するために本当に重要なことである。

国際特別第二種の問題

次に、国際通信を行う場合に特別第二種電気通信事業となり、登録をしなければならないことが問題となってきた。特別第二種電気通信事業は、国際通信がその対象に含まれていたからである。

テレネットやG Eのごとく、その時も既に国際VANをやっている中で、この分野に強い米国企業が登録という制度で障壁をつくられたら困るというものであった。

当時行われているサービスは、電気通信事業法の「他人の通信の媒介」に当たらず、届出も不要な電気通信事業と解釈されること、また、回線リセールのようなサービスは、二国間の合意で将来実施できること（後に国際VAN制度となった。）をベアードとの間で理解し合った。オルマーをはじめ、最後まで反対の矛先を緩めないプレストビッツらに、短期間で、このことを理解させることは、制度の違い、語学力の問題、当方に対する信頼感という点で、とても無理であったので、ベアードに頼んで彼らを説得してもらった。長い時間をかけてベアードに電気通信事業法を理解させていた甲斐があった。

日米交渉では、多くのことが議論されたが、中でも、第二種電気通信事業ほど、米国側に誤解されたものもなかったと思われる。世界的にみてもユニークな制度のためであることも一因しているが、しかし、なんとか最終的には理解され、当初の案を維持することができた。

プロトコル

交渉相手となった皆が「プロトコル、プロトコル」と、会えばプロトコルの話をした。「プロト

コルを日本が勝手に決めるので、米国の通信機器が使用できないようになる。従って、技術基準の中には、プロトコルを排除し、人体に危険だとか、ネットワークを破壊するとかといった物理的條件だけを定めればよい。然るに、省令案は、極めて多くの項目があり、米国製機器の排除を意図している。」と、いう主張である。

この主張は、どうもIBMが持ち出したものらしく、本来は、IBM仕様の機器がデジタルネットワークに接続できなくなると困るといようなデータ通信の問題であったようだが、素人集団には、データ通信の話は難しく、もっぱら、おもちゃのようないわゆる一〇ドル電話機でもネットワークに接続を許すべきかどうかという問題にすり替わっていった。

会議の合間の休憩中で、誰もいないとき、米国防務省の交渉担当者が、「ミスター内海、プロトコルとはいったい何ですか。」と、聞いてきた。まず第一に、何も知らずに交渉していること、次に、仲間に自分の無知をさらけ出すぐらいなら、敵方に聞く方がましだという態度には、全く驚いたかぎりであった。プロトコルが、何を指すのかも分からずに、このことが問題だと交渉しているのであるから、全然交渉がまとまらないのは当たり前である。

一本勝負あり

四月一日を三日後に控え、話がまとまらないので、「それでは、現在の基準で問題がないのだから、現行のままかどうか。」と、半ば冗談で提案したところ、意外に、「それでいい。」との米国側の返答であった。余りにも相手があっさりよいと言うので、こちらが心配になるぐらいであった。現行の基準の方が厳しいのだから問題になるはずがない。

現行のままになった、と東京に報告すると、「もう新しい基準で、官報の印刷も用意している。間に合わない。変更しろ。」と、局長を初め、次長、課長、調査官と、代わるがわる電話してきた。確かに、現行のままと言っても、現行基準は、電電公社の定めたもので、電気通信事業法下では、郵政省令としなければならず、手続きの間に合わないことは予想される。しかし、こちらは、ぎりぎりの交渉をしているのである。どうしてこのことが分らないのだろうか、と、次官、田代審議官と話し合い、「次の人事には、このことを考慮にいれましょう。」と、冗談を言い合った。

案の定、翌日、プレストビッツが罰の悪い顔をして申しわけなさそうに、「昨日のことは、なかったことにして貰えないか。」と頼みにきた。これで、一本勝負ありである。技術基準については、とりあえず、既にできている郵政省案を実施し、六〇日以内に見直すということで決着を見た。

シグール大統領特別補佐官の来日

「ああ、これで、四月一日から、電気通信事業法が施行できる。」と、皆で喜び、午後、数時間はじめて余裕ができたので、ワシントンの町を散歩した。ちょうど桜と、白蘭が満開であった。三日間の徹夜交渉のせいか、いつも、早朝ジョギングで鍛えている小山次官の足がこむらがりになったのが、印象的であった。

ところが、散歩から帰り、帰国の準備をしていると、シグールという大統領補佐官が、大統領専用機で東京へいき、中曽根総理に会うという知らせがきた。プロトコルの問題で総理と直談判をするというのである。シグールが総理に会う前に総理に報告をしなければならぬと、帰国の飛行機を調べたら、どうしても、商用便では、シグールより前に成田に到着するものがない。そこで、米国政府に、特別機に同乗せせると要求した。次官が同乗するわけにはいくまいということで、私が乗ることになった。皆から、「美人のサージェントが、サービスしてくれるぞ。」と、慰められたが、余りいい気持ちがいなかった。しかし、結局、特別機には乗せることができないという米国政府の拒否の返事で、大統領専用機に乗れなかったのであった。

次官と成田から郵政省に直行して間もなく、総理に会ったシグールとオルマーが、左藤郵政大臣に会見しにきた。われわれも同席したが、オルマーがどことなくエキセントリックに、「プロトコ

ル、プロトコル」と言うのを、シグールがやや持て余しているような感じがした。ここで特に何が決まるということにはなかった。大統領専用機を仕立てて、日本と交渉したというデモンストレーションであったのだろうか。

外国との交渉

その後、多くの方が外国との交渉に携わるようになったが、やはり相手によく説明する、理解させるという面で、少しでも手抜きがあると後々苦労をするという結果になっているようである。文化が異なり、使用する言語が違い、おまけに日ごろ接触していないのだから、これほどコミュニケーションに欠ける場合は他にないのであるが、どうしても担当者は、充分にコミュニケーションを行っていると思いがちなものである。極めて利害が対立し、同情や、誠意などの通用しないのが外国との交渉であるが、しかし、誤解に基づく対立や、特に、コミュニケーション不足による無用な不信任は是非とも避けたいものである。

20 昭和六十年四月一日

かくして、昭和六十年四月一日、電気通信事業法の施行日を迎えたのであった。郵政省に電気通信政策局が設置され、電気通信政策懇談会が発足して、五年経っていた。

おわりに

電気通信は、自然独占的なサービスであり、また極めて技術先進的な性格のものであるが、このことに余り理解のない人は、どうしても他の商品と同じように取扱いがちなものである。通産省が、然り、米国の交渉担当者が、また、然りであり、我々は常に、電気通信のよき理解者を得るための努力を怠ってはならないのである。

日米交渉でも、また、国内においても、問題が政治問題化するということは、その道の玄人が理性的に話し合うのではなく、全くの素人が、物事の本質を分からないままに、判断決定を下す危険があるということである。こちらに理があり、かつまた相手に理があるときは、物事を政治問題化しては、たいてい、とんだ結論になってしまうものである。相手が理不尽なことをするとき、そして、こちらに決定権がない場合に限って、初めて政治家に訴え、マスコミに訴え、物事を大きく政治問題化し、ことをなすべきものである。そして、そのとき、誰か権力のある者が、物事を決定するのではない。関係者の世論が、物事を決めていくのである。この世論の形成、すなわち社会構築がすべてであることを、私は、この五年間、いやというほど学ばされた。